

## 【表紙】

|               |   |
|---------------|---|
| 【提出書類】        | 公開買付届出書   |
| 【提出先】         | 関東財務局長  |
| 【提出日】         | 2024年1月23日  |
| 【届出者の氏名又は名称】  | 株式会社BCJ-74  |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階   |
| 【電話番号】        | 03-6212-7070  |
| 【事務連絡者氏名】     | 代表取締役 杉本 勇次   |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません。   |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 該当事項はありません。   |
| 【電話番号】        | 該当事項はありません。   |
| 【事務連絡者氏名】     | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】    | 株式会社BCJ-74<br>(東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-74をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社T&K TOKAをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注11) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注12) 本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注14) 公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社T & K TOKA

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

#### (1) 普通株式

(2) 新株予約権(下記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

2015年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年7月8日から2045年7月7日まで)

2016年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年7月6日から2046年7月5日まで)

2017年6月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年7月11日から2047年7月10日まで)

2018年6月21日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年7月11日から2048年7月10日まで)

2019年6月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年7月10日から2049年7月9日まで)

2020年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年7月9日から2050年7月8日まで)

2021年6月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年7月8日から2051年7月7日まで)

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。)により持分の全てを間接的に所有されている合同会社BCJ-73(以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2023年6月13日に設立された株式会社です。なお、本書提出日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有していません。

ベインキャピタルは全世界で約1,750億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、50名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社システム情報、株式会社IDAJ、株式会社エビデント(旧オリンパスの科学事業を承継)、インパクトホールディングス株式会社、日立金属株式会社(現株式会社プロテリアル)、株式会社ネットマーケティング、株式会社トライステージ、株式会社Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社(現STORES株式会社)、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式会社、チャーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社)等、31社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約300社、追加投資を含めると約1,150社に対しての投資実績を有しております。

対象者の2023年8月17日付「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の訂正を含み、以下「2023年8月17日付対象者プレスリリース」といいます。)において公表されましたとおり、公開買付者は、対象者が、対象者の中国における持分法適用関連会社であり、上海証券取引所科创板市場(スター・マーケット)に上場している杭華油墨股份有限公司(以下「杭華油墨」といいます。)の発行済株式(以下「杭華油墨株式」といいます。)139,370,400株(杭華油墨株式所有割合(注1):33.50%)を所有しているところ、このまま本公開買付けを実施し、対象者の支配権を取得した場合、杭華油墨株式の30%以上を実質的に取得したものと、中国の公開買付制度に基づき、杭華油墨株式について中国における公開買付けの実施が必要となるため、これを回避する観点から、対象者の所有する杭華油墨株式を売却し、対象者の杭華油墨株式所有割合を30%未満とすること(以下「中国TOB対応措置」といいます。)、その他対象者が2023年8月17日付で公開買付者との間で締結した公開買付契約(以下「本公開買付契約」といいます。詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付契約」をご参照ください。)に規定された一定の前提条件(注2)(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しておりました。

(注1) 「杭華油墨株式所有割合」とは、杭華油墨が2023年5月18日に公告した「2022年年度权益分派实施公告」に記載の2023年5月24日現在の発行済株式総数(416,000,000株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(注2) 「本公開買付前提条件」は、中国TOB対応措置に加えて、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行っており、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、対象者取締役会が本公開買付けに関して設置した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと、本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証(注3)が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務(注4)が重要な点において全て履行又は遵守されていること、対象者の株主により、対象者の剰余金の配当議案を目的事項とする臨時株主総会の招集請求がなされていないこと、対象者から、対象者に係る未公表の重要事実等(法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実(ただし、同条第4項に従い公表されているものを除きます。))及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(ただし、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。)を総称していいます。以下同じです。)が存在しない旨の確認が得られていること、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスが完了(注5)していること、対象者が杭華油墨に派遣している役員の異動が完了していること、杭華油墨を当事者とする一定の関連当事者間取引の解除が完了していること、対象者が、自ら又はその子会社若しくは関連会社(ただし、杭華油墨を除く。)をして、ロシア連邦若しくはイラン・イスラム共和国に所在する企業から注文を受けている取引、又はロシア連邦若しくはイラン・イスラム共和国に所在する企業を最終的な取引先とする取引を解約していること、本公開買付けが開始されたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情が発生していないこと、本公開買付契約締結日以降、対象者若しくはその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー、又は本取引の実行に対する重大な悪影響又はかかる悪影響を与える事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化が生じておらず、かつそのような具体的なおそれが生じていないことをいいます。

(注3) 本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付契約」をご参照ください。

(注4) 本公開買付契約に基づく対象者の義務の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付契約」をご参照ください。

(注5) 日本及びセルビア共和国における競争法上の届出に係る承認又は待機期間の満了が含まれております。

その後、ベインキャピタルは、2023年11月29日に、対象者より、中国TOB対応措置が2023年11月29日付で完了した旨の報告を受けました。

また、ベインキャピタルは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)上のクリアランスの取得について、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、2023年12月15日、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する事前届出(下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」において定義します。以下同じです。)を行い、当該事前届出は同日付で受理されました。なお、2024年1月14日の経過をもって取得禁止期間は終了し、また、公開買付者は、2023年12月20日、公正取引委員会から、2023年12月20日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したため、同日をもって措置期間が終了しました(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)。なお、2023年8月17日付対象者プレスリリースにおいて、セルビア共和国における競争法上のクリアランスの取得についても本公開買付前提条件の一部としておりましたが、2023年8月17日付対象者プレスリリースの公表以降、対象者の最新事業年度の財務数値を検証した結果、2023年10月13日にセルビア共和国における競争法上のクリアランスの取得が不要であることが判明いたしましたので、当該手続は行っておりません。

さらに、ベインキャピタルは、2023年12月28日、対象者より、同日時点で、国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスの取得を除くその他の本公開買付前提条件がいずれも充足されている(本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである)旨の報告を受けました。

これにより、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件がいずれも充足されている(本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである)と判断いたしました。その後、ベインキャピタルは、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた手続準備が整ったこと、及び2024年1月22日、対象者から、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更はないことを内容とする2024年1月22日付答申書(以下「2024年1月22日付答申書」といいます。)を、同日に本特別委員会から取得した旨の連絡を受け、2024年1月22日付で本公開買付前提条件がいずれも充足されたと改めて判断したことから、2024年1月22日、本公開買付けを2024年1月23日より開始することとし、2024年1月22日にその旨を対象者に対して連絡いたしました。

一方で、以下に記載のとおり、ベインキャピタルは、2023年8月17日付対象者プレスリリース公表後の対象者株式の市場株価の状況、本公開買付けの成立の可能性を高める必要性等を総合的に勘案し、ダルトングループ(以下に定義します。以下「ダルトングループ」の記載において同じです。)との間で交渉を重ねた結果、2024年1月22日に、1,400円としていた本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を1,410円とし、本新株予約権買付価格も本公開買付価格の引き上げに合わせて変更することを決定し、ダルトングループとの間で本応募契約(ダルトングループ)(以下に定義します。以下「本応募契約(ダルトングループ)」の記載において同じです。)を締結しました。なお、ベインキャピタルはかかる本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更の可能性については、2024年1月16日に対象者に伝え、これに対し、ベインキャピタルは、2024年1月22日、対象者より、本再出資(以下に定義します。以下「本再出資」の記載において同じです。)を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及び価格の変更並びにそれらの経緯について慎重に協議及び検討を行った結果、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及びかかる価格の変更を前提としても、ベインキャピタルの支援の下での対象者グループの企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではなく、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものと見込まれることから、上記判断に関して特段変更の必要はないものと判断したこと、併せて、本公開買付けは、対象者の一般株主(東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3における「少数株主」と同義です。以下「一般株主」の記載において同じです。)及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであるとの考えに変わりはないと判断したことから、いずれの点についても応諾する旨の回答を受領いたしました。また、本特別委員会は本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及びかかる価格の変更を前提に、2024年1月22日付答申書を提出しており、また、対象者の取締役会もこれらの変更を前提に、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。なお、上記の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更以外に、2023年8月17日付対象者プレスリリースに記載された本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年8月17日付で、( )対象者の前代表取締役社長であり対象者の株主である増田至克氏(以下「増田氏」といいます。)の資産管理会社であり対象者の第4位株主(2023年3月31日現在)である有限会社コウシビ(以下「コウシビ」といい、増田氏と併せて「増田氏等」といいます。)との間で、その所有する対象者株式1,051,820株(所有割合(注6):4.62%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(コウシビ)」といいます。)を、( )増田氏との間で、その所有する対象者株式731,070株(所有割合:3.21%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下、増田氏との間の契約を「本応募契約(増田氏)」といい、「本応募契約(コウシビ)」と併せて「本応募契約(増田氏等)」といいます。)を、( )対象者の第5位株主(2023年3月31日現在)である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)との間で、その所有する対象者株式300株(所有割合:0.00%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。)を受託者とする退職給付信託に拠出している対象者株式987,900株(所有割合:4.34%)の全てについて本公開買付けへの応募を指図する旨の契約(以下「本応募契約(みずほ銀行)」といいます。)を、( )対象者の第9位株主(2023年3月31日現在)である明治安田生命保険相互会社(以下「明治安田生命」といいます。)との間で、その所有する対象者株式756,000株(所有割合:3.32%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(明治安田生命)」といいます。)を、( )対象者の第10位株主(2023年3月31日現在)である上田美香子氏(以下「上田氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式750,370株(所有割合:3.29%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(上田氏)」といいます。)を、( )増田安土氏(以下「安土氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式741,680株(所有割合:3.25%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(安土氏)」といいます。)を、( )増田洋美氏(以下「洋美氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式647,100株(所有割合:2.84%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(洋美氏)」といいます。)を、( )増田飛鳥氏(以下「飛鳥氏」といい、増田氏等、みずほ銀行、明治安田生命、上田氏、安土氏、洋美氏及び飛鳥氏を総称して「本応募株主(2023年8月17日)」といいます。)との間で、その所有する対象者株式581,780株(所有割合:2.55%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(飛鳥氏)」といいます。)をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主(2023年8月17日)が所有する対象者株式6,248,020株(所有割合:27.42%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(注6) 「所有割合」とは、対象者が2023年11月14日に提出した第82期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(22,806,240株)から、対象者が2023年11月7日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(ただし、同日現在の対象者の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)に対する株式報酬制度として株式交付信託が所有する対象者株式218,600株を除きます。以下、対象者が所有する自己株式数の記載において同じとします。)(50,287株)を控除した株式数(22,755,953株)に、本書提出日現在残存している本新株予約権(152個)の目的となる対象者株式の数(30,400株)を加算した株式数(22,786,353株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

また、公開買付者は、2023年9月21日付で、大日精化工業株式会社(以下「大日精化工業」といいます。)との間で、その所有する対象者株式374,500株(所有割合:1.64%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(大日精化工業)」)と、みずほ信託銀行との間で、その所有する対象者株式237,000株(所有割合:1.04%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(みずほ信託銀行)」)と、森川千賀子氏(以下「森川氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式90,000株(所有割合:0.39%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(森川氏)」)と、吉村彰氏(以下「吉村氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式54,400株(所有割合:0.24%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(吉村氏)」)と、栗本隆一氏(以下「栗本氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式45,134株(所有割合:0.20%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(栗本氏)」)と、北條実氏(以下「北條氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式41,600株(所有割合:0.18%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(北條氏)」)と、小林政直氏(以下「小林氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式30,800株(所有割合:0.14%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(小林氏)」)と、芙蓉総合リース株式会社(以下「芙蓉総合リース」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(芙蓉総合リース)」)と、二引株式会社(以下「二引」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(二引)」)と、島貿易株式会社(以下「島貿易」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて(そのうち15,000株(所有割合:0.07%)については設定された担保権を解除の上で)本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(島貿易)」)と、交洋貿易株式会社(以下「交洋貿易」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(交洋貿易)」)と、芙蓉オートリース株式会社(以下「芙蓉オートリース」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(芙蓉オートリース)」)と、大同化成工業株式会社(以下「大同化成工業」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて、設定された担保権を解除の上で、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(大同化成工業)」)と、新中村化学工業株式会社(以下「新中村化学工業」といいます。)との間で、その所有する対象者株式18,000株(所有割合:0.08%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(新中村化学工業)」)と、中村公彦氏との間で、その所有する対象者株式13,600株(所有割合:0.06%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(中村公彦氏)」)と、中間和彦氏(以下「中間氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式8,910株(所有割合:0.04%)。なお、本応募契約(中間氏)締結時点では、中間氏が所有する13,310株について本公開買付けに応募いただくことを想定しておりました。しかしながら、このうち4,400株については、譲渡制限付株式報酬として交付されておりますが、本書提出日時点で当該譲渡制限が解除されておらず、本公開買付けへ応募することができないことから、中間氏が所有する対象者株式のうち、本公開買付けへの応募が可能な株式数について記載をしております。))の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(中間氏)」)と、中村清子氏との間で、その所有する対象者株式6,200株(所有割合:0.03%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(中村清子氏)」)と、及び高見沢昭裕氏(以下「高見沢氏」といいます。)と、大日精化工業、みずほ信託銀行、森川氏、吉村氏、栗本氏、北條氏、小林氏、芙蓉総合リース、二引、島貿易、交洋貿易、芙蓉オートリース、大同化成工業、新中村化学工業、中村公彦氏、中間氏、中村清子氏、及び高見沢氏を総称して「本応募株主(2023年9月21日)」と、その所有する対象者株式2,573株(所有割合:0.01%)。なお、本応募契約(高見沢氏)締結時点では、高見沢氏が所有する5,673株について本公開買付けに応募いただくことを想定しておりました。しかしながら、このうち3,100株については、譲渡制限付株式報酬として交付されておりますが、本書提出日時点で当該譲渡制限が解除されておらず、本公開買付けへ応募することができないことから、高見沢氏が所有する対象者株式のうち、本公開買付けへの応募が可能な株式数について記載をしております。)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(高見沢氏)」)と、それぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主(2023年9月21日)が所有する対象者株式1,084,717株(所有割合:4.76%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募株主(2023年8月17日)が所有する対象者株式及び本応募株主(2023年9月21日)が所有する対象者株式の合計数は、7,332,737株(所有割合:32.18%)です。

加えて、公開買付者は、2023年10月20日付で、ヒューリック株式会社(以下「ヒューリック」といいます。)との間で、その所有する対象者株式108,000株(所有割合:0.47%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約」(ヒューリック)といいます。)を、林謙二氏(以下「林氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式44,000株(所有割合:0.19%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(林氏)」といいます。)を、長瀬産業株式会社(以下「長瀬産業」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(長瀬産業)」といいます。)を、及び吉比化成株式会社(以下「吉比化成」といいます。)ヒューリック、林氏、長瀬産業、及び吉比化成を総称して「本応募株主(2023年10月20日)」といいます。)との間で、その所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(吉比化成)」といいます。)をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主(2023年10月20日)が所有する対象者株式206,000株(所有割合:0.90%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

さらに、公開買付者は、T & K TOKA社員持株会(以下「本持株会」といいます。)から、2023年10月10日に開催された臨時理事会において、本公開買付けが開始された場合には、本持株会が所有する対象者株式717,139株(2023年9月30日現在。従業員持株会としての性質上、応募までに変動する可能性があります。所有割合:3.15%)の全てについて本公開買付けに応募する予定である旨の理事会決議を行った旨の連絡を2023年10月18日に受けました。なお、公開買付者は、本持株会との間で本公開買付けに関して応募契約は締結しておりません。なお、本応募株主(2023年8月17日)が所有する対象者株式、本応募株主(2023年9月21日)が所有する対象者株式、本応募株主(2023年10月20日)が所有する対象者株式及び本持株会が所有する対象者株式の合計数は、8,255,876株(所有割合:36.23%)です。

また、公開買付者は、2024年1月22日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)(以下「NAVF」といいます。)、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー(NAVF Select LLC)(以下「NAVF LLC」といいます。)及びダルトン・インベストメンツ・インク(Dalton Investments, Inc.)(以下「ダルトンInc.」)といひ、NAVF、NAVF LLC及びダルトンInc.並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。)との間で応募契約(以下「本応募契約(ダルトングループ)」といいます。)を締結し、ダルトングループが所有する対象者株式5,603,636株(所有割合:24.59%)(NAVFが所有する対象者株式906,100株(所有割合:3.98%)、NAVF LLCが所有する対象者株式339,100株(所有割合:1.49%)、及びダルトンInc.が所有する対象者株式4,358,436株(所有割合:19.13%)の合計をいいます。以下、ダルトングループが所有する対象者株式の数の記載において同じとします。)の全てについて本公開買付けに応募すること、並びにダルトングループが中長期的に対象者株式を所有しており、ペインキャピタルとしてその知見の共有を受けられることを考慮し、本スキーズアウト手続(以下に定義します。以下「本スキーズアウト手続」の記載において同じです。)の完了後に、ダルトングループが公開買付者親会社に対して、本公開買付けに対象者株式を応募することにより受領する対価の一部を再出資(ただし、ダルトングループが日本国内又は日本国外に設立する特別目的会社を通じて行うことも許容されております。)し、公開買付者親会社の持分(注7)の15%を取得すること(以下「本再出資」といいます。)を合意しております。

(注7) ダルトングループが取得することを予定している公開買付者親会社の持分について、公開買付者親会社への出資価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である1,410円(ただし、本スキーズアウト手続として会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づく対象者株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定であり、ダルトングループによる公開買付者親会社への出資金額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項。)の趣旨に反するものではないと考えております。

その結果、公開買付者は、合計で、本応募株主(2023年8月17日)、本応募株主(2023年9月21日)本応募株主(2023年10月20日)及びダルトングループが所有する対象者株式13,142,373株(所有割合:57.68%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、これらの株式の数に、本持株会が所有する対象者株式の数を加えた合計数は、13,859,512株(所有割合:60.82%)です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を15,170,600株(所有割合：66.58%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(15,170,600株)については、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(22,806,240株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(50,287株)を控除した株式数(22,755,953株)に係る議決権の数(227,559個)に3分の2を乗じた数(151,706個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(15,170,600株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有するためです。なお、対象者によれば、本書提出日現在残存する本新株予約権は152個であり、その目的となる株式数は30,400株とのことです。これらの本新株予約権は、原則として、本新株予約権者が対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って権利行使することができることとされているところ、本新株予約権者は対象者の現任の取締役2名のみであり、本書提出日時点でいずれの本新株予約権も行使条件を満たしておらず、本新株予約権者の対象者取締役としての任期はいずれも対象者の2024年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであり、公開買付期間中に行使され対象者株式が本新株予約権者に対して発行又は移転されることも想定していないこと、並びに、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者による本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを対象者に要請し、又は実施することを予定しており、かつ、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であることから、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、本新株予約権の目的となる株式数を考慮しておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、国内金融機関2行からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及び公開買付者親会社からの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに本出資を、それぞれ受けることを予定しております。

なお、2023年8月17日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年8月17日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

さらに、対象者が2024年1月22日付で公表した「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下2023年8月17日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」と総称します。 )によれば、対象者は、2024年1月22日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。 。

2023年8月17日及び2024年1月22日開催の対象者の各取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。 )の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

( ) 対象者を取り巻く経営環境等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、1949年12月に印刷用インキの製造販売を目的とする東華色素化学工業株式会社として設立された後、1991年1月に社名を株式会社ティーアンドケイ東華(商号は株式会社T & K TOKA)に変更し、2015年9月に登記上の商号を株式会社ティーアンドケイ東華から株式会社T & K TOKAに変更したとのことです。また、対象者株式については、1997年8月に日本証券業協会に店頭登録を行い、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。 )が創設されたことに伴い日本証券業協会への店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に上場、2012年3月には株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。 )市場第二部に上場し、2013年3月に東京証券取引所市場第一部に指定された後、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者並びに子会社8社及び関連会社12社の合計21社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。 )により構成され、印刷インキ事業の単一セグメントで印刷インキ(オフセットインキ・グラビアインキ等)、印刷機・印刷関連機材(プランケット等)、機能性樹脂及び精密分散品等の製造販売を行っているとのことです。なお、対象者グループが取り扱う主要製品の種類と特徴は以下のとおりとのことです。

| 主要製品の種類               | 製品の特徴   | 主な用途   |
|-----------------------|---|--|
| UVインキ<br>(紫外線硬化型インキ)  | 印刷後、UV(紫外線)を照射することにより、瞬時に硬化(乾燥)するインキで、乾燥が速いこと、皮膜が硬い性質が活用され、紙だけではなく、フィルム、金属に印刷されているとのことです。印刷方式は、平版インキだけでなく、樹脂凸版、スクリーン等が使われているとのことです。   | 紙器、ラベル、カード、パンフレット、各種缶等   |
| 平版インキ<br>(オフセットインキ)   | 印刷方式の中で最も主流な方式であり、平らな形状の印刷版上の水(湿し水)と油(インキ)が反発する性質を利用する方式とのことです。粘性のある印刷インキを印刷版からブランケットに転移して、さらに紙等に再転移して印刷するとのことです。印刷機には、枚葉印刷機と輪転印刷機があり、それぞれ枚葉インキとオフ輪インキが使用されます。最近では、水を使用しないシリコーンゴムを活用した印刷版を使う水なし平版印刷もあるとのことです。 | ポスター、パンフレット、カタログ、雑誌、チラシ等   |
| 樹脂凸版インキ<br>(フレキシソインキ) | ゴム、樹脂等フレキシブルな弾力のある素材からなる凸版形状の印刷版と液状の印刷インキとを用いる印刷方式とのことです。印刷版の凸部分にインキを転移し、紙やフィルムに直接印刷するとのことです。従来の溶剤タイプだけではなく、水性やUVなど環境に優しい無溶剤型インキへと変化しているとのことです。   | ラベル、紙器、紙袋、ダンボール箱等  |
| グラビアインキ               | 印刷版の凹部分にあるインキを紙やフィルムに転移させる凹版印刷方式であり、大量の印刷物に向いているとのことです。   | 冷凍食品や菓子類の袋、出版物、紙器等   |
| 金属印刷用インキ              | ブリキ板やアルミニウム板等の金属の表面に絵柄を印刷するインキであり、印刷は各種印刷方式で印刷されるとのことです。印刷後、乾燥・焼付けするとのことです。UV印刷方式も活用されているとのことです。  | 食缶、飲料缶、美術缶等  |
| 特殊機能インキ               | インキの化学特性や印刷方法を活かし、電子材料を中心とした、様々な特殊用途向けとのことです。   | FPD(フラットパネルディスプレイ)、電子基盤等   |
| 機能性樹脂                 | 石油系原料や天然由来原料を元に、有機合成反応を駆使して製造される樹脂で印刷インキ、塗料、接着剤、フィルム等の原料になるとのことです。  | 橋梁等への防食塗料、自動車等への工業用接着剤、金属コーティング剤、グラビア・フレキシソインキ、特殊機能性フィルム、FRP(繊維強化プラスチック) |

また、対象者グループは、1991年1月の社名変更から30年が経過した2021年1月を節目に、創業以来のコーポレートスローガンである「Technology and Kindness：技術と真心」の下、変化する経営環境の中で、対象者グループの果たすべき使命と目指す姿並びに役職員のなすべきものを明確にして方向性を共有するため、2021年1月1日付で、(a)経営理念(「独自のテクノロジー」で「お客様にとって真によいもの」を提供し、社会に貢献する)、(b)2030年ビジョン(個人と組織が共に成長し社会から信頼されるグローバル企業となる)、(c)経営の基本方針(「お客様起点で考え行動し、価値を創造する」「自ら成長に努力する社員を支援し、成果を公正に評価する」「事業活動を通じて社会課題を解決する」)(以下、(a)乃至(c)を総称して「長期ビジョン2030」といいます。)を制定したとのことです。そして、長期ビジョン2030の下、経済価値の向上と環境・社会価値の向上を両立し、長期に持続する在り方を構築するため、サステナビリティビジョン(長期経営戦略)として、(a)事業ドメインを明確化、経営資源を適切に配分し、ステークホルダーとの共創を通じて、2030年度に向けた数値目標(営業利益率：8.0%、ROE：8.0%、配当性向：50%以上)の達成を目指すとともに、(b)社会及び対面産業の構造変化を的確に捉え、製品ポートフォリオの改革を進めながらサステナブルな社会の実現に資する製品開発と課題解決型ビジネスモデルへの転換を推進し、社会と対象者グループの持続的成長を実現することを目指しているとのことです。具体的には、対象者グループの中心的な製品群である印刷インキについて、環境面・安全面で改善余地のある軟包装印刷分野において、現在主流である溶剤インキから、印刷仕上がり品質の向上及び適用可能用途の拡大が見込まれ、印刷工程において臭気を発する溶剤を使用しないため環境面での負荷が少なく安全性がより高いEBインキへの転換を実現することにより、対象者グループの事業成長と環境面及び社会面での課題の解決との両立を図っているとのことです。また、ラベルや紙器の印刷に用いられるUVインキについても、低エネルギー硬化性の向上及び印刷物のリサイクル性能の向上といった取組項目を掲げ、環境面での負荷を低減するとともに市場競争力の維持・強化を図っているとのことです。

他方、対象者グループとしては、対象者グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症対策により経済活動の制約が徐々に緩和されていることや各国の経済対策の効果等により、世界的な景気は先進国を中心に持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の影響に加え、ウクライナ情勢の帰趨やそれによる資源・エネルギー価格に与える影響等を中心に不確実性が高い状況にあり、原材料の調達制約、物流の混乱及び原材料価格上昇の継続等に留意する必要があると認識しているとのことです。また、印刷インキの需要先である印刷業界の状況については、コロナ禍で加速したデジタル化の進展による紙媒体印刷物の需要の減少が継続しており、出版印刷は減少傾向、商業印刷は横ばいで推移、パッケージ印刷は全体として成長を維持している状況にある中で、いずれの分野においてもサステナビリティへの対応が中心的なテーマとなっているとのことです。

対象者グループが様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくためには、対象者グループが存続し、持続的に成長することが必要であると考えているとのことです。上記の事業環境の中で、対象者グループの業績は、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の2020年3月期には連結売上高48,217百万円を計上していたものの、直前事業年度である2023年3月期には連結売上高43,667百万円まで減少するなど低迷しており、対象者グループの存続と持続的な成長のためには、抜本的な経営改革が必要であると考えているとのことです。対象者は、長期ビジョン2030において、具体的施策として「サステナビリティ貢献製品への特化」、「製品ポートフォリオ改革」及び「課題解決型ビジネスモデルへの転換」を挙げ、対象者グループが長期的に存続し、持続的に成長するための施策を検討しているとのことです。そのような施策の実行には、当該施策の妥当性の検証、施策の実行に向けた人的リソースの確保、さらには対象者の役員及び従業員の意識改革が必要であると考えているとのことです。

( ) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

ベインキャピタルは、かねてより日本国内の投資先について調査・検討を行っていたところ、金融機関より対象者の紹介を受け、2022年12月21日に対象者と初回の面談を実施し、ベインキャピタルによる投資先企業に対する一般的な経営支援の内容及び全社横断での収益改善や海外事業・新規領域の更なる強化等の初期的な成長方向性の仮説について情報共有を行いました。その後、2023年1月10日にダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)(以下「ダルトンLLC」といいます。)の共同保有者であるNAVF及びマイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー(Michael 1925 LLC)(以下「Michael 1925」といい、ダルトンLLC、NAVF及びMichael 1925を総称して「大株主グループ」といいます。)並びにHikari Acquisition株式会社(以下「Hikari Acquisition」といいます。)が対象者株式に対する公開買付けを開始したことを受けて、ベインキャピタルは、2023年1月23日に再度対象者との間で、対象者の資本政策や過去の非公開化案件におけるベインキャピタルの投資事例に関して意見交換を実施しました。その後、2023年3月15日に、ベインキャピタルは、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を通じて、本取引にかかるパートナー(以下「本件パートナー」といいます。)の選定プロセス(以下「本件プロセス」といいます。詳細については、下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討体制の構築の経緯」をご参照ください。)への参加の打診を受けたことから、本件プロセスへの参加に際して求められた対象者株式を非公開化することを前提に、2023年3月中旬より対象者株式の取得について検討を開始しました。その後、ベインキャピタルは、本件プロセスにおいて、2023年3月中旬から2023年5月中旬まで、対象者グループに対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣と、対象者グループの詳細を理解するための面談を実施し、買収ストラクチャー及び対象者株式の非公開化後の経営方針等について更なる分析と検討を進めました。

かかる検討の結果、ベインキャピタルは、対象者が特にUVインキ市場において築いてきた実績を高く評価するに至りました。具体的には、ベインキャピタルは、以下の4点が対象者の強みであると認識しており、高い競争力を有し潜在的な成長余地を有する企業であるという観点で、ベインキャピタルの投資方針とも合致すると考えております。

- ・ 付加価値の高い製品を提供し続ける技術力・開発力
- ・ 顧客ニーズにきめ細かく対応できるサービス力
- ・ 国内外における顧客との強い信頼関係及びブランド力
- ・ これらを支える専門性の高い人材

ベインキャピタルは、対象者が印刷インキにとどまらず機能性樹脂や精密分散品にまで事業を展開・拡大しているほか、特に国内のUVインキ市場における高い技術力に裏付けられた製品品質や顧客対応力の観点においての強みを持つ企業であり、過去のベインキャピタルの投資先と同様に、投資先として高い魅力があるものと認識しております。ベインキャピタルは、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援する意向があり、過去の投資実績の経験等を踏まえ、対象者に対して、以下のような支援が可能であると考えております。

a) 豊富な投資経験に基づくハンズオン経営支援

一般的なプライベート・エクイティ・ファンドにおいては金融業界出身者が多い中、ベインキャピタルでは主に経営コンサルティング又は事業会社での実務経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されています。そのため、ベインキャピタルは、積極的に投資先企業の経営支援に参画し、必要に応じて経験豊富な「手の動く」メンバーが現場に入り、優先度の高い経営課題を徹底的にサポートするモデルを採っております。このような事業の現場におけるハンズオンサポートの経験を組織的に有することが、投資前のデュー・ディリジェンスの段階においても、事業強化を通じた新たな価値の源泉を発掘することに結びついております。

また、ベインキャピタルの経営支援専任部隊(ポートフォリオグループ)は、対象者の更なる成長に対して、ベインキャピタルが製造業界及び関連地域におけるグローバルな投資支援実績を通じて蓄積してきた経営ノウハウを提供することが可能です。なお、日本でもグローバル同様にポートフォリオグループを有しており、投資先における既存事業の売上高成長や新規事業立ち上げからコスト効率化まで様々な経営プロジェクトを支援しております。対象者に関しても、ポートフォリオグループが対象者の経営陣と、共通のビジョンの具現化に向けて全力支援をすることで、対象者の企業価値向上に貢献できると考えております。

b) 中長期の成長に向けた既存経営陣を支える人材及び組織基盤の強化

ベインキャピタルは、対象者の既存経営陣の継続を前提に投資を行うことを想定しております。一方で、対象者が今後企業価値を最大化させる基盤として、戦略を迅速に実行していくための人材補強も必要に応じて重要になってくると考えております。そのような中、補完の必要性を既存経営陣と合意した領域においてベインキャピタルのグローバルネットワークから豊富な人材タレントを紹介することが可能であると考えております。

ベインキャピタルは、日本国内だけで100名を超える経営人材プールを有しており、これまでの投資先においても経営幹部人材を多数採用しております。また、経営人材だけではなく、現場レベルの人材強化にも注力しております。例えば、すかいらくグループにおいては、既存経営陣より人材が不足していると要請された人事・財務・営業・店舗開発領域における人材・組織の強化や部署新設を行い、成長を支える組織基盤作りを支援しております。

c) M & A 及び PMI の支援

対象者は“M & A戦略”及び“投資・M & Aに関する監督強化”を対象者が2022年5月24日付で策定した第二期中期経営計画「With You toward 2024」(2023年3月期～2025年3月期)(以下「本中期経営計画」といいます。)において課題として挙げているところ、ベインキャピタルは、これまで国内において31件の投資実績があり、その中で培った様々な業界・買収に係る実務ノウハウ・投資後の事業及び組織統合に関する知見やベインキャピタルのネットワークが可能とする新規の投資機会へのアクセスを最大限に活用することを考えております。

具体的には、投資先の選定及びアプローチ、デュー・ディリジェンスの実行及び今後の成長計画の具体化、対象者のオペレーションとの統合に向けたPMI及び効率的なマネジメント体制の構築といった一連のプロセスを一気通貫で支援することを想定しております。

また、ベインキャピタルのグローバルな知見及び体制を活用することで、より難易度の高い海外におけるM & Aについても上記の全面的な支援を行うことが可能であると考えております。ベインキャピタルは、グローバルにコンサルティング・アプローチやハンズオンでの企業価値向上支援をDNAとして有しているファンドであり、海外におけるM & Aにおいても手厚い支援を行うことが可能であると考えております。

上記の分析及び検討の結果を踏まえ、ベインキャピタルは、2023年5月16日に、対象者に対して、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けを通じて対象者株式を非公開化することについての最終提案書の草案を提出し、その後、2023年5月23日に対象者株式1株当たりの買付け等の価格を1,400円(以下「当初本公開買付価格」といいます。)、及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,399円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,400円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額(以下「当初本新株予約権買付価格」といいます。)とする旨を含む最終提案書を提出しました。なお、当初本公開買付価格として提案した1,400円は最終提案書の提出日(2023年5月23日)の直前営業日である2023年5月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,192円に対して17.45%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,170円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して19.66%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,124円に対して24.56%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して21.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。そして、ベインキャピタルは、2023年5月26日に、野村證券を通じて、ベインキャピタルを最終候補先として選定した旨の通知を受けました。

その後、ベインキャピタルは、2023年6月下旬の本取引の公表を目指し、対象者との間において、本公開買付契約の内容及び中国TOB対応措置の実施に必要なとなる手続準備に係る協議を進めておりましたが、2023年6月中旬、中国TOB対応措置を実施するために必要となる手続準備に相応の時間を要することが判明したため、対象者とも相談の上、本取引の公表時期の延期を決定しました。その後、ベインキャピタルは、2023年7月上旬、対象者との間の本公開買付契約の協議状況及び中国TOB対応措置に係る準備状況を考慮し、対象者に対し、2023年8月上旬を目途に本取引を公表することを予定している旨を伝達し、引き続き対象者との間の本公開買付契約の内容及び中国TOB対応措置の実施に関する実務的な準備及び手続に関する協議を継続しました。もっとも、ベインキャピタルは、2023年8月上旬、対象者との間の本公開買付契約の協議状況及び中国TOB対応措置に係る準備にさらに時間を要することが判明したことから、2023年8月下旬を目途に本取引を公表することを目指し、引き続き対象者との間の本公開買付契約の内容及び中国TOB対応措置の実施に関する実務的な準備及び手続に関する協議を継続してまいりました。

ベインキャピタルは、対象者より本件パートナーの最終候補先として選定された旨の通知を受けて以降、( )増田氏等に対して、2023年6月9日に、本応募契約(増田氏等)の締結に向けた協議を、( )みずほ銀行及び明治安田生命に対して、2023年6月上旬に、本応募契約(みずほ銀行)及び本応募契約(明治安田生命)の締結に向けた協議を、( )上田氏に対して、2023年6月中旬に、本応募契約(上田氏)の締結に向けた協議を、( )飛鳥氏、洋美氏及び安土氏に対して、2023年7月下旬に、本応募契約(飛鳥氏)、本応募契約(洋美氏)及び本応募契約(安土氏)の締結に向けた協議を開始し、本応募株主(2023年8月17日)はそれぞれ、本公開買付けの条件が本件プロセスを経て決定されていることを尊重して、2023年8月17日付でこれらの応募契約を締結しております。なお、上記各本応募株主(2023年8月17日)との間においては、各応募契約の契約内容について協議を行いました。いずれの応募契約においても、本公開買付けにその所有する対象者株式の全てを応募する旨を合意しております。上記の各応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、以上の経緯に加え、2023年8月中旬に中国TOB対応措置開始のための準備状況に目途が立ったことが確認できたこと、2023年8月17日、当初本公開買付価格及び当初本新株予約権買付価格(なお、当該各価格は、2023年5月23日に提出した最終提案書に記載の価格と同一であり、最終提案書の提出以降、公開買付者及び対象者との間で、当該価格に関する交渉は行っておりません。)を含む対象者との間の本公開買付契約の内容について合意ができたことを踏まえ、2023年8月17日に、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合、当初本公開買付価格を1,400円とし、当初本新株予約権買付価格を当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,399円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,400円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定しました。

その後、ベインキャピタルは、2023年8月24日以降に各本応募株主(2023年9月21日)及び各本応募株主(2023年10月20日)との間で、応募契約の締結に向けた協議をそれぞれ開始し、本応募株主(2023年9月21日)はそれぞれ、本公開買付けの条件が本件プロセスを経て決定されていることを尊重して、2023年9月21日付でこれらの応募契約を締結し、また、各本応募株主(2023年10月20日)はそれぞれ、本公開買付けの条件が本件プロセスを経て決定されていることを尊重して、2023年10月20日付でこれらの応募契約を締結しております。上記の各応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

その後、ベインキャピタルは、2023年11月29日に、対象者より、中国TOB対応措置が2023年11月29日付で完了した旨の連絡を受けました。

また、ベインキャピタルは、独占禁止法上のクリアランスの取得について、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、2023年12月15日、公正取引委員会に対し、本株式取得に関する事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されました。なお、2024年1月14日の経過をもって取得禁止期間は終了し、また、公開買付者は、2023年12月20日、公正取引委員会から、2023年12月20日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したため、同日をもって措置期間が終了しました(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)。また、2023年8月17日付対象者プレスリリースにおいて、セルビア共和国における競争法上のクリアランスの取得についても本公開買付前提条件の一部としてありましたが、2023年8月17日付対象者プレスリリースの公表以降、対象者の最新事業年度の財務数値を検証した結果、2023年10月13日にセルビア共和国における競争法上のクリアランスの取得が不要であることが判明いたしましたので、当該手続は行っていません。

そこで、ベインキャピタルは、2023年12月15日、対象者に対し、独占禁止法上のクリアランスの取得が2024年1月中旬に完了する見込みである旨を伝達するとともに、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始のための手続や準備に要する期間を考慮し、その他の本公開買付前提条件が充足又は公開買付者により放棄されることを前提に、本公開買付けを2024年1月17日から開始したい旨を伝達しました。これを踏まえ、2023年12月22日、対象者は、本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。さらに、ベインキャピタルは、2023年12月28日、対象者より、同日時点で、国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスの取得を除くその他の本公開買付前提条件がいずれも充足されている(本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである)旨の報告を受けました。これにより、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件がいずれも充足されている(本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである)と判断いたしました。

一方で、ベインキャピタルは、2023年4月下旬に、ダルトングループに対して、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募することを要請したところ、ダルトングループより、対象者への投資を中長期的に継続したい旨の意向の表明を受けました。その後、ベインキャピタルは、対象者株式の市場株価が2023年8月17日付対象者プレスリリースにおいて公表された当初本公開買付価格を上回って推移していることを踏まえ、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2023年12月下旬に、ダルトングループとの間で応募契約の締結に向けた本格的な交渉を開始いたしました。具体的には、2023年12月26日、ダルトングループと面談を行い、ベインキャピタルとしても、ダルトングループが中長期的に対象者株式を所有していることを考慮し、本再出資の条件について協議を行いました。その後、ベインキャピタルは、2024年1月12日に、ダルトングループに対し、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募した上で、ベインキャピタルが出資を行う公開買付者親会社に対して出資を行うことにより、ダルトングループが本取引の実施後も引き続き対象者に間接的に投資するスキームを提案しました。また、ベインキャピタルは、2024年1月4日及び2024年1月5日の対象者株式の市場株価の終値が1,433円、1,455円と2023年8月17日付対象者プレスリリースにおいて公表された当初本公開買付価格1,400円を上回って推移していたことから、対象者の既存株主に当初本公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、ダルトングループとの間で交渉を重ねた結果、2024年1月22日に、ダルトングループとの間で、本公開買付価格を1,410円とし、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本再出資として公開買付者親会社に対し持分の15%の出資を行うことを含む本応募契約(ダルトングループ)の内容について合意いたしました。本応募契約(ダルトングループ)の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。ベインキャピタルは、上記経緯及び本応募契約(ダルトングループ)の内容を考慮すれば、本応募契約(ダルトングループ)に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、下記「 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。

かかる、ダルトングループとの交渉の状況を踏まえ、ベインキャピタルは、2024年1月16日、対象者に対し、( )ダルトングループとの間における本応募契約(ダルトングループ)の締結及びこれに伴う手続準備のため、本公開買付けを2024年1月23日から開始したい旨、( )1,400円としていた本公開買付価格を1,410円とし、本新株予約権買付価格も本公開買付価格の引き上げに合わせて変更したい旨及び( )ダルトングループが本再出資として公開買付者親会社に対し持分の15%の出資を行う予定である旨を伝達いたしました。これに対し、ベインキャピタルは、2024年1月22日、対象者より、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及び価格の変更並びにそれらの経緯について慎重に協議及び検討を行った結果、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及びかかる価格の変更を前提としても、ベインキャピタルの支援の下での対象者グループの企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではなく、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものであると見込まれることから、上記判断に関して特段変更の必要はないものと判断したこと、併せて、本公開買付けは、対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであるとの考えに変わりはないと判断したことから、いずれの点についても応諾する旨の回答を受領いたしました。その後、ベインキャピタルは、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた手続準備が整ったこと、及び2024年1月22日、対象者から、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更はないことを内容とする2024年1月22日付答申書を、同日に本特別委員会から取得した旨の連絡を受け、2024年1月22日付で本公開買付前提条件がいずれも充足されたと改めて判断したことから、2024年1月22日に、本公開買付けを2024年1月23日から開始することを決定し、2024年1月22日にその旨を対象者へ連絡いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

( ) 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )対象者を取り巻く経営環境等」に記載の経営環境を踏まえ、中長期的な観点から対象者の企業価値を最大化する施策についての検討を行っていたとのことですが、2022年7月下旬以降2023年2月中旬に至るまで、複数のプライベート・エクイティ・ファンドから対象者に対して、マネジメント・バイアウト(MBO)の可能性も含めた対象者株式の非公開化取引について関心が示され、面談により対象者株式の非公開化取引に関する提案を受けたことを踏まえ、関心を示した各社との間で対象者の経営陣との経営方針に関するディスカッションの機会の提供等を行っていたとのことです。また、Rising Sun Management Ltd. (以下「RSM」といいます。)からは、ダルトンLLCの同意の下、2022年9月12日付の書簡により、対象者の経営陣が主導する非公開化取引(マネジメント・バイアウト(MBO))の提案が行われたため、対象者から当該提案に関する詳細な質問を行ったものの、十分な回答を得られないうちに、当該提案は撤回されたとのことです。その後、2023年1月10日に、株券等の大量保有報告書上における対象者株式に係るダルトンLLCの共同保有者であるNAVF及びMichael 1925並びにHikari Acquisitionにより、対象者株式の一部に対する公開買付け(買付期間：2023年1月10日から同年2月22日まで)が開始されましたが、当該公開買付けは不成立となったとのことです。

このような状況の中、2022年7月下旬以降2023年2月中旬までに、対象者は、ベインキャピタルを含む対象者株式の非公開化取引に関心を示した3社のプライベート・エクイティ・ファンド(以下「本件パートナー候補」といいます。)からマネジメント・バイアウト(MBO)の可能性も含めた対象者株式の非公開化取引に関する提案を受けたことを踏まえ、対象者の中長期的な企業価値向上の観点から、対象者株式の非公開化取引が、対象者が取るべき選択肢であるか否かを含めて、真摯に検討する段階に入ったと判断し、本件プロセスを開始したとのことです。対象者は、同年2月下旬、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立した、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券を、また対象者のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、それぞれ選任したとのことです。そして、本件プロセスを検討するにあたり、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、ベインキャピタルを含む本件パートナー候補は、本取引に係る本公開買付けにおいて、大株主グループ及び増田氏等との間において、それぞれが所有する対象者株式について公開買付けに応募する旨又は応募しない旨を含む契約を締結する可能性があり、大株主グループ及び増田氏等と対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性が窺われたことから、本取引及び本件プロセスに関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、その是非や取引条件の妥当性、本件プロセスを含む手続の公正性等について検討及び判断を行うことを目的として、ベインキャピタルを含む本件パートナー候補、大株主グループ、増田氏等及び対象者並びに本取引の成否から独立した立場で本取引について検討及び交渉等を行うことができるための体制の構築を開始したとのことです。

具体的には、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2023年3月上旬より、対象者の独立社外取締役により構成される本特別委員会の設置に向けて準備を進めたとのことです。その上で、同月14日、対象者取締役会における決議により、大高健司氏(対象者独立社外取締役(当時。本書提出日現在は対象者社外取締役)、監査等委員)、野口郷司氏(対象者独立社外取締役、監査等委員)及び英公一氏(対象者独立社外取締役、監査等委員)の3氏から構成される本特別委員会(なお、2023年6月23日開催の対象者取締役会において上記3氏に加え木村英明氏(対象者独立社外取締役、監査等委員)が本特別委員会の委員として選任された結果、同取締役会以降、本特別委員会は上記4氏から構成されているとのことです。かかる選任の経緯を含め、本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本特別委員会に対し、( )本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、( )本取引に係る手続(本件プロセスを含む。)の公正性・妥当性、( )本取引の条件の公正性・妥当性、( )(仮に本取引の一環として公開買付けが行われる場合には)公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨することの是非、( )上記を踏まえて、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが対象者の一般株主にとって不利益でないか(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、( )本取引の実施に関する対象者取締役会の意思決定は、公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとする、及び( )本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当ではないと判断した場合には、その実施を承認しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、( )対象者が本件パートナー候補との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、本件パートナー候補との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら本件パートナー候補と交渉を行うことを含む。)、( )本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含む。)すること及び( )必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議したとのことです。なお、本特別委員会は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、上記の権限に基づき、2023年3月中旬、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立した、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任する旨を決定したとのことです。また、対象者は、同年3月14日、本特別委員会において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けていたとのことです。

## ( ) 検討・交渉の経緯

対象者は、上記「( ) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2022年7月下旬以降2023年2月中旬までに、本件パートナー候補からマネジメント・パイアウト(MBO)の可能性も含めた対象者株式の非公開化取引に関する提案を受けたこと、ダルトンLLCの同意の下、RSMによるマネジメント・パイアウト(MBO)の提案を受けたこと及びその後の株券等の大量保有報告書上における対象者株式に係るダルトンLLCの共同所有者であるNAVF及びMichael 1925並びにHikari Acquisitionによる対象者株式の一部に対する公開買付けが不成立となったことを踏まえ、対象者の中長期的な企業価値向上の観点から、本取引が、対象者が取るべき選択肢であるか否かを含めて、真摯に検討する段階に至ったと判断し、2023年3月中旬に、本件パートナー候補を対象とする入札手続として本件プロセスの開始を判断したとのことです。

対象者は、2023年3月中旬より、本件パートナー候補に対し、書面による本件プロセスへの参加に関する打診を行い、本件プロセスを開始したとのことです。本件パートナー候補は、本件プロセスの開始後、対象者との間で、2023年3月中旬から2023年5月中旬までの約8週間にわたって、対象者グループに対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との対象者グループの詳細を理解するための面談を実施したとのことです。

そして、2023年5月中旬から2023年5月下旬に、対象者は、本件パートナー候補のうちベインキャピタルを含む2社より、最終提案書を受領したとのことです。このうち、ベインキャピタルからは、2023年5月16日に、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けを通じて対象者株式を非公開化することについての最終提案書の草案を受領し、その後、同月23日に当初本公開買付価格を1,400円(直前営業日である同月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,192円に対するプレミアム17.45%)及び当初本新株予約権買付価格を、当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,399円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,400円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とする旨を含む最終提案書を受領したとのことです。対象者は、本取引に係る公開買付価格、資金調達の前提条件、本取引に際しての借入れの条件、本取引後の経営戦略及びその支援体制等の観点から、受領した最終提案書の内容を慎重に比較検討したとのことです。そしてその結果、ベインキャピタルによる最終提案書が最善であり、ベインキャピタルとともに本取引を進めることが、今後の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。より具体的には、ベインキャピタルの提示した本取引に係る公開買付価格が、他の本件パートナー候補から提示された本取引に係る公開買付価格との比較において最も高額であったことに加え、資金調達の前提条件、本取引に際しての借入れの条件、本取引後の経営戦略及びその支援体制等の観点から優れていたことから、ベインキャピタルが提示した最終提案書が、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとって最善のものであると判断し、2023年5月26日、ベインキャピタルと本取引の実施に向けた協議及び検討を開始したとのことです。

具体的には、対象者は、2023年6月下旬の本取引の公表を目指し、ベインキャピタルとの間において、本公開買付契約の内容及び中国TOB対応措置の実施に必要となる手続準備に係る協議を進めていたとのことです。2023年6月中旬、中国TOB対応措置を実施するために必要となる手続準備に相応の時間を要することが判明したため、ベインキャピタルとも相談の上、本取引の公表時期の延期を決定したとのことです。その後、対象者は、2023年7月上旬、ベインキャピタルより、対象者との間の本公開買付契約の協議状況及び中国TOB対応措置に係る準備状況を考慮し、2023年8月上旬を目途に本取引を公表することを予定している旨の連絡を受け、引き続きベインキャピタルとの間で協議を継続的に行ったとのことです。2023年8月上旬、ベインキャピタルとの間の本公開買付契約の協議状況及び中国TOB対応措置に係る準備にさらに時間を要することが判明したことから、2023年8月下旬を目途に本取引を公表することを目指し、引き続きベインキャピタルとの間の本公開買付契約の内容及び中国TOB対応措置の実施に関する実務的な準備及び手続に関する協議を継続したとのことです。

対象者は、ベインキャピタルとの間において更なる協議を実施し、2023年8月中旬に中国TOB対応措置開始のための準備状況に目途が立ったことを確認し、2023年8月17日、当初本公開買付価格及び当初本新株予約権買付価格(なお、当該各価格は、ベインキャピタルが対象者に対して2023年5月23日に提出した最終提案書に記載の価格と同一であり、最終提案書の提出以降、公開買付者及び対象者との間で、当該価格に関する交渉は行っていません。)を含む対象者との間の本公開買付契約の内容について合意に至ったとのことです。

そして、対象者は、2023年8月17日、本特別委員会から、(a)本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められる旨、(b)本取引においては、各公正性担保措置が講じられており、本件プロセスを含め、本取引に係る手続の公正性及び妥当性は確保されていると考えられる旨、(c)本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられる旨、(d)上記(a)乃至(c)のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められること、本件プロセスを含め、本取引に係る手続の公正性及び妥当性は確保されていると考えられること、本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられることからすると、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること、並びに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる旨、(e)上記(a)乃至(d)のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められること、本件プロセスを含め、本取引に係る手続の公正性及び妥当性は確保されていると考えられること、本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられること、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること、並びに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられることからすると、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは対象者の一般株主にとって不利益でないと考えられる旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けていたとのことです。(本答申書の概要については、「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

#### ( ) 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、2023年8月17日開催の取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに2023年8月17日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本件パートナーの選定及び諸条件並びに本取引が対象者の企業価値向上に資するかについて慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は以下の理由により、本件パートナーの選定及び諸条件並びに本取引が対象者の企業価値向上に資するとの結論に至ったとのことです。

対象者グループを取り巻く経営環境は、景気は資源高による下押しの影響を受けるものの、供給制約の影響が和らぐ中で回復していくことが期待されるとのことです。ウクライナ情勢の帰趨とその資源・エネルギー価格に与える影響等を中心に不確実性が高い状況にあり、対象者グループにおいても、原材料の調達制約、物流の混乱及び原材料価格上昇の継続等に留意する必要があると認識していたとのことです。また、印刷インキの需要先である印刷業界の状況については、デジタル化の進展による紙媒体印刷物の需要減少が継続しているとのことであり、出版印刷は減少傾向、商業印刷は横ばいで推移、パッケージ印刷は全体として成長を維持している状況にある中で、いずれの分野においてもサステナビリティへの対応が中心的なテーマとなっていたとのことです。

対象者グループが様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくためには、対象者グループが存続し、持続的に成長することが必要であると考えていたとのことです。上記の事業環境の中で、対象者グループの業績は、直前事業年度である2023年3月期には連結売上高43,667百万円まで減少するなど低迷しており、対象者グループの存続と持続的な成長のためには、抜本的な経営改革が必要であると考えていたとのことです。

対象者によれば、本取引による対象者のメリットについての見解は以下のとおりとのことです。

対象者は、本中期経営計画において、既存事業で創出した営業キャッシュ・フローを設備・開発投資やM&A等へ優先的に振り向ける方針等を示しているところ、ベインキャピタル及び公開買付者は、対象者の本中期経営計画を評価し、今後の成長領域である次世代型UVインキや中国浙江省における精密分散品事業への設備・開発投資、及び特に海外事業の拡大を図る上で望ましい機会がある場合のM&Aに積極的に取り組むべきであるとの考えを示しており、対象者とベインキャピタル及び公開買付者が目指す方向性は合致していると考えていたとのことです。本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となれば、中長期的な観点での戦略的な投資の実行その他の中長期的な企業価値向上のための施策の実行に向けて迅速に意思決定をすることができると考えていたとのことです。

また、ベインキャピタルは、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援する意向があり、ベインキャピタルの有する様々な業界・買収に係るノウハウやネットワークを活用した支援を実施することが可能であると考えており、そのため、対象者の事業に関して、対象者とベインキャピタル及び公開買付者が目指す方向性が合致していることにも照らすと、対象者は、本取引の実行により、対象者が業績を立て直し、中長期的な企業価値向上を実現する上で必要と考える支援をベインキャピタルから受けられる蓋然性は高いと考えていたとのことです。本取引により、対象者の業績を早急に立て直し、ひいては対象者の中長期的な企業価値を向上させることが可能となり、本取引の目的が達成されることが期待できると考えていたとのことです。

他方、本取引によるデメリットとしては、上場廃止に伴う社会的信用力や資金又は資本調達への影響が想定されるとのことですが、対象者はいわゆるB to Bビジネスを営むものであるため、非公開化によって社会的信用に重大な悪影響が生じ、取引先の減少が生じる等の事態は想定し難く、また、ベインキャピタルの有するネットワークの利用により対外的な信用力の補完・維持・強化が可能であると考えていたとのことです。また、対象者は上場以来、事業運営に必要な資金は営業キャッシュ・フローや銀行借入れにより賄っており、資本市場へのアクセスを維持するよりも、対象者に対する資本支援に前向きなベインキャピタル及び公開買付者から、適時適切な額の資金又は資本調達を受けられる体制を整備することが、対象者の事業運営上のメリットにつながると考えていたとのことです。

また、ベインキャピタルとしては本取引に関する本銀行融資の融資条件は一般的な水準よりも対象者に有利なものとなっていると考えており、対象者としても本銀行融資による金利負担についても返済に特段支障があるとは認められないと考えていたとのことです。

また、以下の理由により、当初本公開買付価格である1,400円は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、当初本公開買付けは対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア) 当初本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の当初本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で公表前に本件プロセスが実施されており、本特別委員会が実質的に関与した上で行われた本件プロセスによりベインキャピタルが提示した本取引に係る公開買付価格は他の本件パートナー候補との比較において最も高額であったこと。

- (イ) 当初本公開買付価格である1,400円は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書における市場株価平均法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、本株式価値算定書における類似会社比較法による算定結果のレンジの範囲内であること、さらには本株式価値算定書におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの範囲内でもあることからすれば、当初本公開買付価格は本株式価値算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できること。
- (ウ) 当初本公開買付価格である1,400円は、対象者が2023年8月10日に提出した第82期第1四半期報告書(以下「対象者第1四半期報告書」といいます。)に記載の2023年6月30日現在の対象者の自己資本の金額から算出された1株当たり純資産額2,136.06円(小数点以下第三位を四捨五入)を下回っているものの、対象者が所有する資産には自己資本の49.4%(小数点以下第二位を四捨五入)に相当する有形固定資産が含まれており、対象者を清算した場合に、対象者と同様の事業を営む企業は少数であり、対象者の所有する有形固定資産は対象者の事業に供するために特別注文により取得したのも多いため、対象者の所有する有形固定資産を帳簿価格で換価することができる可能性は極めて低いと考えられること、さらには対象者グループを清算する場合には、対象者グループの従業員等を解雇することとなり、割増退職金や再就職支援のための費用等、追加的な費用が生じることとなること等から(なお、対象者においては、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、当初本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される想定での清算価値を上回っていることの確認までは行っていないとのことです。)、対象者の1株当たり純資産額は対象者の理論的な1株当たりの清算価値を示すものではないと考えていること。
- (エ) 当初本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

同様に、当初本新株予約権買付価格についても、当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とされ、当初本公開買付価格をもとに算定されているものであることから、本公開買付けは、対象者の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2023年8月17日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

その後、対象者は、2023年11月24日付「持分法適用関連会社の一部株式売却に関するお知らせ」及び2023年11月27日付「持分法適用関連会社の一部株式売却の終了及び特別利益の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」並びに2023年11月29日付「持分法適用関連会社の一部株式売却にかかる売却総額及び売却先確定のお知らせ」のとおり、中国TOB対応措置の一連の手続を実施し、2023年11月29日付で中国TOB対応措置が完了した旨をベインキャピタルへ連絡したとのことです。その後、対象者は、2023年12月15日、ベインキャピタルから、独占禁止法上のクリアランスの取得が2024年1月中旬に完了する見込みである旨の伝達を受けるとともに、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始のための手続や準備に要する期間を考慮し、その他の本公開買付前提条件が充足又は公開買付者により放棄されることを前提に、本公開買付けを2024年1月17日から開始したい旨の伝達を受けたとのことです。これを踏まえ、2023年12月22日、対象者は、本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。なお、対象者は、2023年12月28日、ベインキャピタルに対して、同日時点で、国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスの取得を除くその他の本公開買付前提条件がいずれも充足されている(本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである)旨を連絡したとのことです。その後、対象者は、2024年1月16日、ベインキャピタルから、ダルトングループとの間における本応募契約(ダルトングループ)の締結及びこれに伴う手続準備のため、本公開買付けを2024年1月23日から開始したい旨、1,400円としていた本公開買付価格を1,410円、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格1,410円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,409円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,410円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額としたい旨及びダルトングループが本再出資として公開買付者親会社に対し持分の15%の出資を行う予定である旨の連絡を受けたとのことです。これに対し、対象者は、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及び価格の変更並びにそれらの経緯について慎重に協議及び検討を行った結果、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及びかかる価格の変更を前提としても、ベインキャピタルの支援の下での対象者グループの企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではなく、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものであると見込まれることから、上記判断に関して特段変更の必要はないものと判断したこと、併せて、本公開買付けは、対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであるとの考えに変わりはないと判断したことから、2024年1月22日、ベインキャピタルに対し、いずれの点についても応諾する旨の回答をしたとのことです。

また、本特別委員会は、上記諮問がなされたことを受け、改めて、対象者に対して、2023年8月17日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2023年8月17日以後、上記の本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更、並びにそれらの経緯を含む2024年1月22日までの事情を勘案しても2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年1月22日、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2024年1月22日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2024年1月22日開催の対象者取締役会において、2024年1月22日現在においても、2023年8月17日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。そして、対象者は、2024年1月22日、ベインキャピタルに対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更はないことを内容とする2024年1月22日付答申書を、同日に本特別委員会から取得した旨の連絡を行ったところ、同日に、ベインキャピタルより、本公開買付前提条件がいずれも充足されたと改めて判断したことから、本公開買付けを2024年1月23日より開始することを決定した旨の連絡を受けたとのことです。

以上より2024年1月22日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

上記の2023年8月17日及び2024年1月22日開催の対象者の各取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

ベインキャピタルは、本公開買付け後の経営方針について、上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引により対象者を非公開化した後は、過去の投資実績の経験等を踏まえ、対象者に対して、豊富な投資経験に基づくハンズオン経営支援、長期の成長に向けた既存経営陣を支える人材及び組織基盤の強化、M & A及びPMIの支援を通じて、対象者の企業価値の最大化を実現するための施策を支援していく予定です。

ベインキャピタルは、本取引成立後における対象者の経営方針として、対象者に取締役を数名派遣することを検討しておりますが、現在の経営体制を原則維持することを予定しており、現経営陣に引き続き対象者グループの運営に主導的な役割を果たしてもらうことを想定しております。外部人材の招聘及び要否については、対象者の現経営陣と協議の上、今後の対象者の成長に資すると判断する場合には、ベインキャピタルのグローバルネットワークを活用して適切な人材を紹介することを想定しております。その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものではなく、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び対象者との間で協議・検討していく予定です。

#### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の親会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当しませんが、公開買付者及び対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としており、また、公開買付者は、増田氏等及びダルトングループとの間において、その所有する対象者株式について、本応募契約(増田氏等)及び本応募契約(ダルトングループ)を締結していることから、増田氏等及びダルトングループと対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施しました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 入札手続の実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者は2023年3月中旬より、本件パートナー候補3社を対象とした本件プロセスを実施し、ベインキャピタルを含む本件パートナー候補に2023年3月中旬から2023年5月中旬までデュー・ディリジェンスの機会を付与した上で、同月中旬から下旬にかけて本件パートナー候補のうち、ベインキャピタルを含む2社より最終提案書を受領したとのことです。対象者は、ベインキャピタルの提示した本取引に係る公開買付価格が、他の本件パートナー候補から提示された本取引に係る公開買付価格との比較において最も高額であったことに加え、資金調達の前提条件、本取引に際しての借入れの条件、本取引後の経営戦略及びその支援体制等の観点から優れていたことから、ベインキャピタルとの間で、本取引の実施に向けた最終交渉を行うこととしたとのことです。その後、対象者及びベインキャピタルは継続的に交渉を重ね、ベインキャピタルより最終的に当初本公開買付価格を1,400円とする提案を受けたとのことです。なお、対象者によれば、ベインキャピタルが提示した提案と比べて、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。以上のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保したとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

( ) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2023年3月14日、本件プロセスの実施のため、取締役会による決議により、本特別委員会を設置したとのことです。設置時点において、本特別委員会は、いずれも対象者の独立社外取締役であり、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立した大高健司氏(対象者の独立社外取締役、監査等委員)、野口郷司氏(対象者の独立社外取締役、監査等委員)及び英公一氏(対象者の独立社外取締役、監査等委員)の3氏で構成されていたとのことです。大高健司氏については、同年6月23日開催の対象者の定時株主総会終結の時をもって独立役員の通算在任期間が8年を超えたことにより対象者の定める独立役員の要件を満たさなくなった(対象者の定める「T & K TOKA独立役員選任基準」では、「独立役員の通算の在任期間は、8年間を超えないことを要する」旨を規定しているとのことです。)こと等を踏まえ、同総会終了後同日開催された対象者取締役会において、上記3氏に加え、木村英明氏(対象者の独立社外取締役、監査等委員)を本特別委員会の委員に選任し、同取締役会以降の本特別委員会は上記4氏で構成されているとのことです。なお、本特別委員会の委員長としては、野口郷司氏が選定されているとのことです。いずれの特別委員についても、本件パートナー候補、大株主グループ及び増田氏等との間に一切の利害関係を有しておらず、また、本取引の成否に関しても一切の利害関係を有していないことを書面で確認しているとのことです。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務に係る報酬として、答申内容にかかわらず固定額の報酬(ただし、木村英明氏については、他の3氏の報酬額を上限として、活動期間に応じて設定されることとしているとのことです。)を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年3月14日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、( )本取引の実施に関する対象者取締役会の意思決定は、公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとする、及び( )本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当ではないと判断した場合には、その実施を承認しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、( )対象者が本件パートナー候補との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、本件パートナー候補との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら本件パートナー候補と交渉を行うこと)を含む、( )本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含む。)すること及び( )必要に応じ、対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議しているとのことです。

( ) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年3月14日から同年8月17日までの間に合計14回、合計約15時間にわたって開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、まず、対象者がファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任した野村證券、並びにリーガル・アドバイザーとして選任した森・濱田松本法律事務所について、それぞれ十分な専門性を有し、また、ベインキャピタルを含む本件パートナー候補、大株主グループ、増田氏等、及び、対象者のいずれに対しても独立性を有しており、かつ、これらとの間で重要な利害関係を有していないこと等を踏まえ、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の選任を承認するとともに、本特別委員会として独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関は選任せず、本特別委員会としても、必要に応じて、野村證券から専門的助言を受けることを確認しているとのことです。また、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、十分な専門性を有し、また、上記乃至のいずれに対しても独立性を有しており、かつ、これらとの間で重要な利害関係を有していない岩田合同法律事務所を選任し、岩田合同法律事務所から専門的助言を受けることを決定したとのことです。

その上で、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、対象者との間で面談を複数回にわたり開催し、本件パートナー候補からの提案内容に関する評価・検討状況等、本件パートナー候補との間の協議の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、対象者に対して、対象者の経営方針等、非公開化・上場廃止に関する評価・検討状況、及び、本取引に関する評価・検討状況等につき質問し、対象者より、書面による回答を受領したとのことです。

また、本特別委員会から本件パートナー候補に対して、対象者の経営方針及び事業方針等に対する評価・検討状況、本取引の実行後の施策・方針、並びに、過去の投資実績等の事項についても最終提案書において併せて記載するよう依頼するとともに、最終提案書を提出した本件パートナー候補のうちベインキャピタルを含む2社との間で面談を開催し、最終提案書の内容、具体的には、資金調達の前条件、本取引に際しての借入条件、本取引後の経営戦略及びその支援体制等に関する質疑応答を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から、本取引の内容及び進捗状況等、株式価値算定の内容等、並びに、本件パートナー候補との間の協議・交渉等の状況について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

( ) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、岩田合同法律事務所から受けた助言の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2023年8月17日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で大要以下の内容の答申書を提出したとのことです。

(a) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)

(ア) (本取引の目的)ベインキャピタル及び公開買付者によれば、本取引の目的は、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ対象者を全面的に支援した上で、対象者の変革・成長から得られる果実を経営陣及び従業員を含む全てのステークホルダーと共に享受することとのことである。他方、対象者は、ベインキャピタルの活動実績やその有するグローバルネットワークを踏まえ、公開買付者の完全子会社となりベインキャピタルによる支援を受けることによってこそ、業績改善のために必要な施策を実行して対象者の業績を早急に立て直すことができ、ひいては対象者の中長期的な企業価値を最大化させることができると考え、これを実現するために本取引を実行すべきとの判断に至ったとのことである。

(イ) (本取引による対象者のメリット)対象者は、本中期経営計画において、既存事業で創出した営業キャッシュ・フローを設備・開発投資やM & A等へ優先的に振り向ける方針等を示しているところ、ベインキャピタル及び公開買付者は、対象者の本中期経営計画を評価し、今後の成長領域である次世代型UVインキや中国浙江省における精密分散品事業への設備・開発投資、及び特に海外事業の拡大を図る上で望ましい機会がある場合のM & Aに積極的に取り組むべきであるとの考えを示しており、対象者とベインキャピタル及び公開買付者が目指す方向性は合致している。本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となれば、かかる合致した方向性に従い、中長期的な観点での戦略的な投資の実行その他の中長期的な企業価値向上のための施策の実行に向けて迅速に意思決定をすることができると期待される。

また、対象者は、ベインキャピタルの投資経験やネットワークを踏まえた支援を期待しているところ、ベインキャピタルによれば、ベインキャピタルは、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援する意向があり、ベインキャピタルの有する様々な業界・買収に係るノウハウやネットワークを活用した支援を実施することが可能とのことである。そのため、対象者が期待する支援とベインキャピタルが実施可能な支援との間に齟齬はなく、対象者の事業に関し対象者とベインキャピタル及び公開買付者が目指す方向性が合致していることにも照らすと、本取引の実行により、対象者が業績を立て直し中長期的な企業価値向上を実現する上で必要と考える支援をベインキャピタルから受けられる蓋然性は高いといえる。

以上のこと等から、本取引により、対象者の業績を早急に立て直し、ひいては対象者の中長期的な企業価値を向上させることが可能となり、本取引の目的が達成されることが期待できるものと評価できる。

(ウ) (本取引による対象者のデメリット)本取引によるデメリットとして、上場廃止に伴う社会的信用力や資金又は資本調達への影響が想定される。しかしながら、対象者はいわゆるB to Bビジネスを営むものであるため、非公開化によって社会的信用に重大な悪影響が生じ取引先の減少が生じる等の事態は想定し難く、また、ベインキャピタルの有するネットワークの利用により対外的な信用力の補完・維持・強化が可能である。また、対象者は上場以来、事業運営に必要な資金は営業キャッシュ・フローや銀行借入れにより賄っており、株式による資金調達が必要になったことはなかったため、資本市場へのアクセスを維持するよりも、対象者に対する資本支援に前向きなベインキャピタル及び公開買付者から、適時適切な額の資金又は資本調達を受けられる体制を整備することが、対象者の事業運営上のメリットにつながると考えられる。

また、ベインキャピタルによれば、本取引に関する本銀行融資の融資条件は一般的な水準よりも対象者に有利なものとなっているとのことであり、本銀行融資による金利負担についても返済に特段支障があるとは認められないと考えられる。

以上のこと等から、本取引による対象者のデメリットは、仮に存在するとしても、本取引の実行に当たり特段の支障にはならないと評価できる。

(エ) (その他)これらに加えて、ベインキャピタル及び公開買付者は、本取引の実行後の対象者の更なる成長実現は従業員の協力を前提としており、役職員の解雇、諭旨退職、退職勧奨等の実行は想定していないとのことであり、また、事業の持続的な成長と企業価値の最大化に向けて、株主と調和のとれたインセンティブを有する体制を構築することも重要と考え、ストック・オプション等を含めた様々な人事報酬制度やインセンティブプランを検討する意向を示しており、対象者グループの従業員の取扱いについて対象者の企業価値の維持・向上の観点から適切な方針を有しているといえ、本取引の実行後においてかかる方針が実行される限り、対象者の企業価値の維持・向上に資するものと評価できる。また、本取引と同様の効果を生じさせることが期待できる本取引以外の代替手段も想定されない。

(オ) (結論)以上より、本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められる。

(b) 本取引に係る手続(本件プロセスを含む。)の公正性・妥当性

(ア) (本件プロセス)本取引では、公表前に本件プロセスが実施されており、本特別委員会は、本件プロセスにおいてベインキャピタルを本件パートナーに選定するに当たり、当該プロセスの公正性・妥当性を検証し、また、重要な局面で本特別委員会の意見を述べ又は要請を行った。その上で、本特別委員会による本件プロセスへの関与も経て、他の本件パートナー候補との比較において本取引に係る公開買付価格が最も高額であったことに加え、資金調達の前提条件、本取引に際しての借入れの条件、本取引後の経営戦略及びその支援体制等の観点から、対象者及び対象者の一般株主にとって望ましい条件を提示したベインキャピタルが本件パートナーとして選定されており、対象者及び対象者の一般株主のいずれにとっても合理的な手続がとられたと認められる。以上のとおり、本件プロセスは、幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保するもので、かつ、より対象者の企業価値向上に資する提案を選定する手続であったと評価でき、公正性担保措置として有効に機能しているものと認められる。

(イ) (本特別委員会の設置及び審議等)本特別委員会は、特別委員として適任とされる社外取締役3名(上記「( )設置等の経緯」に記載のとおり、2023年6月23日開催の対象者取締役会以降は4名)で構成されており、本特別委員会の委員はいずれも本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立している。また、本特別委員会の委員に対して本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の付与は予定されておらず、本特別委員会の委員は本取引の成否について重要な利害関係を有していない。さらに、対象者は、本特別委員会の設置を決議した取締役会において、本特別委員会に対して本諮問事項に対する答申を依頼するとともに、( )本取引の実施に関する対象者取締役会の意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとする、及び、( )本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当ではないと判断した場合には、その実施を承認しないこととするを決議した。さらに、本特別委員会は、対象者取締役会から、上記「( )設置等の経緯」に記載の各権限を付与されている。

本特別委員会は、対象者に対して、対象者の経営方針、非公開化・上場廃止に関する評価・検討状況、本取引に関する評価・検討状況等について質問を行い、対象者からこれらの質問に対する回答を受領した。また、上記(ア)に記載のとおり、本件プロセスにおいてベインキャピタルを本件パートナーに選定するに当たり、当該プロセスの公正性・妥当性を検証し、また、重要な局面で本特別委員会の意見を述べ又は要請を行った。さらに、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から、本取引の内容及び進捗状況等、株式価値算定の内容等、本件パートナー候補との間の協議・交渉等の状況に関して説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本特別委員会のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受け、これらの点に関する質疑応答を行った。

以上より、本特別委員会の設置及び審議等については、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能しているとは評価できる。

(ウ) (対象者における審議)対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び当初本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行っている。

対象者における本取引に係る検討体制について、まず、増田氏は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役退任後はもとより在任中も、対象者取締役会における本取引に関するこれまでの全ての議案において、その審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において本件パートナー候補及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。かかる対象者の検討体制は、とりわけ増田氏等から独立した立場で本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制が確保されているものと評価できる。

一方、対象者の社外取締役であった岩本信徹氏については、大株主グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関する重要な利害関係を有していないこと等からすれば、岩本信徹氏が対象者取締役会における本取引に関する審議及び決議に関与していたことは、本取引の公正性を担保する観点から問題ないと考えられる。

(エ) (独立した外部の専門家アドバイザーによる助言)対象者は、本取引に関して、ファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選任し、本取引の諸手続や当初本公開買付価格を含む本取引の条件等の公正性・妥当性を確保するため、財務的見地から必要かつ十分な助言を得ている。また、第三者算定機関としても野村證券を選任した上で、野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、野村證券から2023年8月17日付で本株式価値算定書を取得している。

また、対象者は、本取引に関して、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。

さらに、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーとは別に、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任し、本取引に係る手続の公正性を確保するために講じるべき措置や、本取引に係る諸手続、本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等について、財務的見地から必要かつ十分な助言を得ている。以上の手続はいずれも、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

(オ) (他の買付者からの買付機会を確保するための措置(マーケット・チェック))公開買付期間が法定で定められた期間より比較的長期に設定されていること、及び当初本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表されてから本公開買付けの開始予定時期まで約5ヶ月という長期の期間が確保される見込みであることを踏まえると、本公開買付け開始の前後を通じて、対象者株式及び本新株予約権について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会が確保されていると考えられる。

なお、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、対象者は、本公開買付契約により、他の買収者による買収提案が行われるよう積極的に働きかけることはできないこととなるが、対象者においては、本件プロセスを実施し、既に積極的なマーケット・チェックを通じて幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたことに鑑みると、本公開買付契約の締結後に対象者から積極的に対抗提案について勧誘や交渉等を行うことが制限されることによって他の買収者による買収提案の機会の減殺に繋がる可能性は限定的であると考えられる。また、本公開買付契約においても、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する買付価格により対象者の普通株式及び新株予約権の全てを取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な競合取引(下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付契約」において定義する。以下同じ。)に関する提案を受領した場合においては、情報提供、協議又は交渉を行うことは妨げられていないこと、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、対象者は、公開買付期間の末日までの間、賛同意見表明を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとされているものの、一定の場合には、対象者がかかる賛同意見表明の変更又は撤回を行う余地が認められている(なお、本公開買付契約上、対象者がかかる賛同意見表明の変更又は撤回を行ったことにより、損害賠償義務、違約金の支払義務その他名目の如何を問わず何らかの義務、負担又は条件を課される旨の定めは規定されていない。)こと、対象者においては、上記のとおり、本件プロセスを実施し、既に積極的なマーケット・チェックを通じて幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたこと、本件プロセスを通じて対象者及び公開買付者が相当のリソースを割いて本取引の検討を継続してきたことに鑑みれば、本公開買付契約の上記合意内容は、株主にとってより望ましい内容の対抗提案が行われる機会を阻害するものではないと考えられる。そのため、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が一定程度確保されているものといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。

さらに、本取引では、積極的なマーケット・チェックとして、上記(ア)に記載のとおり公表前に本件プロセスが実施されており、対象者及び対象者の一般株主のいずれにとっても合理的な手続がとられたと認められる。

これらの措置等は、いずれも本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

- (カ) (対象者の一般株主に対する適切な情報提供)本取引における対象者の開示資料では、対象者の一般株主が本取引について評価・判断するに当たり適切な情報が具体的かつ詳細に開示される予定であるところ、かかる情報提供は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。
- (キ) (マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定)本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定については、当該下限を満たす場合、実質的に各本応募契約の対象となる株式以外の発行済株式の過半数の応募があることになるから、実質的に、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)(以下、「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」において、「MoM」といいます。)に相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。
- (ク) (強圧性の排除)本取引では、公開買付者が対象者株式の全てを取得することが前提とされており、かかる前提とともに、対象者の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されないこと、また、一般株主が本公開買付け又は本公開買付けの成立後に行われる対象者の本スクイーズアウト手続のいずれによって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されていることが公表される予定であること等を踏まえると、本取引において強圧性は排除されていると認められる。

(ケ) (結論)本取引においては、以上の各公正性担保措置が講じられており、本件プロセスを含め、本取引に係る手続の公正性及び妥当性は確保されていると考えられる。

(c) 本取引の条件の公正性・妥当性

(ア) (第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、ベインキャピタルから提示された当初本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2023年8月17日付で本株式価値算定書を取得した。

(イ) (本株式価値算定書の信頼性)野村證券による対象者株式の1株当たりの株式価値の各算定方法は、いずれも一般的な算定方法と認められる。また、野村證券がそれぞれの算定方法を採用した理由についても、不合理な点は認められない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関である野村證券により算定されたものであり、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。以上より、本株式価値算定書には信頼性が認められると評価できる。

(ウ) (当初本公開買付価格の公正性・妥当性)当初本公開買付価格である1,400円は、信頼性の認められる本株式価値算定書における市場株価平均法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、本株式価値算定書における類似会社比較法による算定結果のレンジの範囲内であること、さらには本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの範囲内でもあることからすれば、当初本公開買付価格は本株式価値算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。

なお、当初本公開買付価格である1,400円は、対象者第1四半期報告書に記載されている2023年6月30日現在の対象者の自己資本の金額から算出された1株当たり純資産額2,136.06円(小数点以下第三位を四捨五入)を下回っているものの、対象者によれば、対象者が所有する資産には自己資本の49.4%(小数点以下第二位を四捨五入)に相当する有形固定資産が含まれているが、対象者を清算した場合に、対象者と同様の事業を営む企業は少数であり、対象者の所有する有形固定資産は対象者の事業に供するために特別注文により取得したのも多いため、対象者の所有する有形固定資産を帳簿価格で換価することができる可能性は極めて低いと考えられることや、対象者グループを清算する場合には、対象者グループの従業員等を解雇することとなり、割増退職金や再就職支援のための費用等、追加的な費用が生じることとなること等から、対象者の1株当たり純資産額は対象者の理論的な1株当たりの清算価値を示すものではないと考えているとのことである。

以上の対象者の説明に不合理な点は認められないところ、これを前提にすれば、対象者の1株当たり純資産額は対象者の将来の収益性を反映するものではなく、また、1株当たり純資産額を株主が本来享受可能である合理的な最低限の価格であると推定することもできないことから、これを継続企業である対象者の株式価値の検討において重視することは合理的でないと考えられる。

したがって、当初本公開買付価格である1,400円が対象者の1株当たり純資産額を下回っていることをもって、当初本公開買付価格の公正性・妥当性を否定する理由にはならないと考えられる。

(エ) (入札プロセスの実施)上記(b)(ア)に記載のとおり、本取引では、公表前に本件プロセスが実施されており、本特別委員会は、本件プロセスにおいてベインキャピタルを本件パートナーに選定するに当たり、当該プロセスの公正性・妥当性を検証し、また、重要な局面で本特別委員会の意見を述べ又は要請を行った。その上で、本特別委員会が実質的に関与した上で行われた本件プロセスによりベインキャピタルが提示した本取引に係る公開買付価格は他の本件パートナー候補との比較において最も高額であった。以上の経緯の下で決定された当初本公開買付価格は、一定の公正性・妥当性を有するものと評価できる。

(オ) (当初本新株予約権買付価格について)当初本公開買付価格の公正性及び妥当性は確保されていると評価できるものと考えられるところ、当初本新株予約権買付価格が当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とされ、当初本公開買付価格をもとに算定されていること、及びかかる算定方法に不合理な点は認められないことからすれば、当初本新株予約権買付価格についても公正性及び妥当性が確保されていると評価できる。

(カ) (本取引に係る当初本公開買付価格以外の取引条件)本取引に係る当初本公開買付価格以外の条件を検討すると、本取引のスキームは、上記(a)(エ)のとおり本取引と同様の効果を生じさせることが期待できる本取引以外の代替手段は想定されないことに鑑みても、また、対象者の一般株主にとって適切な投資回収の機会を与えるという意味からも、合理的なものであると評価できる。また、本取引で講じられる他の買付者からの買付機会を確保するための措置(マーケット・チェック)はいずれも本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できること(上記(b)(オ))、本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定は、MOMに相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できること(上記(b)(キ))、本取引において強圧性は排除されていると認められること(上記(b)(ク))によっても、本取引の条件の公正性及び妥当性が確保されている。その他、本取引に係る当初本公開買付価格以外の条件(本公開買付契約の内容を含む。)についても、同種・同規模の取引条件と比較して不合理なものではないと考えられ、取引条件が公正性・妥当性を欠くものとは認められない。

(キ) (結論)以上より、本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられる。

(d) 本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記(a)乃至(c)のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められること、本件プロセスを含め、本取引に係る手続の公正性及び妥当性は確保されていると考えられること、本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられることからすると、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること、並びに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

(e) 上記を踏まえて、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが対象者の一般株主にとって不利益でないか

上記(a)乃至(d)のとおり、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められること、本件プロセスを含め、本取引に係る手続の公正性及び妥当性は確保されていると考えられること、本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられること、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること、並びに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられることからすると、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは対象者の一般株主にとって不利益でないと考えられる。

対象者は、2023年11月29日付で中国TOB対応措置が完了した旨をベインキャピタルへ連絡し、また、その後、2023年12月15日、ベインキャピタルから、独占禁止法上のクリアランスの取得が2024年1月中旬に完了する見込みである旨の伝達を受けるとともに、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始のための手続や準備に要する期間を考慮し、その他の本公開買付前提条件が充足又は公開買付者により放棄されることを前提に、本公開買付けを2024年1月17日から開始したい旨の伝達を受けたとのことです。これを踏まえ、2023年12月22日、対象者は、本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。なお、対象者は、2024年1月16日、ベインキャピタルから、ダルトングループとの間における本応募契約(ダルトングループ)の締結及びこれに伴う手続準備のため、本公開買付けを2024年1月23日から開始したい旨、本公開買付価格を1,410円、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格1,410円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,409円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,410円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額としたい旨及びダルトングループが本再出資として公開買付者親会社に対し持分の15%の出資を行う予定である旨の連絡を受けたとのことです。これに対し、対象者は、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及び価格の変更並びにそれらの経緯について慎重に協議及び検討を行った結果、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及びかかる価格の変更を前提としても、ベインキャピタルの支援の下での対象者グループの企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではなく、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものと見込まれることから、上記判断に関して特段変更の必要はないものと判断したこと、併せて、本公開買付けは、対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであるとの考えに変わりはないと判断したことから、2024年1月22日、ベインキャピタルに対し、いずれの点についても応諾する旨の回答をしたとのことです。本特別委員会は、上記諮問がなされたことを受け、改めて、対象者に対して、2023年8月17日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2023年8月17日以後、上記の本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更、並びにそれらの経緯を含む2024年1月22日までの事情を勘案しても2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年1月22日、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2024年1月22日付答申書を提出したとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、森・濱田松本法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の価値算定を依頼し、2023年8月17日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、野村證券は、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、野村證券の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。また、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

なお、本取引に係る野村證券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定方法の中から対象者株式の株式価値算定に当たり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法を、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定方法として用いて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。

本株式価値算定書において、上記各算定方法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：1,053円～1,172円

類似会社比較法：701円～2,114円

DCF法：1,076円～1,527円

市場株価平均法では、2023年8月16日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日の終値1,053円、直近5営業日の終値単純平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,134円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,172円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,152円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,053円から1,172円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を選定した上で、市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を701円から2,114円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した事業計画を基に、2024年3月期から2025年3月期までの2期分の事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2023年4月以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,076円から1,527円と算定しているとのことです。

野村證券がDCF法による算定に用いた対象者作成の事業計画においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年3月期においては、高付加価値製品の拡販や適正販売価格への改定が進むことにより、営業利益1,400百万円(対前年度比229.7%増、小数点以下第二位を四捨五入)と大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、2025年3月期においては、本中期経営計画において公表のとおり、既存製品の強化や非注力製品群の撤退や合理化施策の遂行により、営業利益3,204百万円(対前年度比128.9%増、小数点以下第二位を四捨五入)と大幅な増益を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び対象者から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行ってないとのことです。対象者の事業計画については、対象者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は2023年8月16日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものととのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

#### 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者から独立した、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、岩田合同法律事務所は、本件パートナー候補、公開買付者、大株主グループ、増田氏等及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、岩田合同法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

本公開買付けにおいて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、当初本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2023年8月17日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(監査等委員である者を含みます。)の全員一致(対象者の取締役7名の全員一致)で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

なお、増田氏は、公開買付者との間で「本応募契約(増田氏)」を締結し、また、同氏の資産管理会社であるコウシビも同氏の意向を踏まえて公開買付者との間で本応募契約(コウシビ)を締結していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、同氏は、対象者の取締役退任後ももとより在任中も、対象者取締役会における本取引に関するこれまでの全ての議案において、その審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において本件パートナー候補及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者の社外取締役であった岩本信徹氏は、ダルトン・アドバイザー株式会社(同社は、Michael 1925の全ての運用資産を受託する主体であるRSMが日本における投資先調査に関する委託契約を締結している日本法に基づき設立された株式会社であり、RSMと役員を共有しているダルトンLLCの完全子会社とのことです。)の推薦を受け、2022年6月から対象者の社外取締役として対象者の経営に参画していたものの、大株主グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関する重要な利害関係(大株主グループからの利益の供与を含みます。)を有していないことから、増田氏のみを利害関係を有する取締役として上記の手当を講じているとのことです。本特別委員会は、かかる対象者取締役会における検討体制を含め、対象者における本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含む。)に関し、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認しているとのことです。

今般、対象者は、2023年11月29日付で中国TOB対応措置が完了した旨をベインキャピタルへ連絡し、また、その後、対象者は、2023年12月15日、ベインキャピタルから、独占禁止法上のクリアランスの取得が2024年1月中旬に完了する見込みである旨の伝達を受けるとともに、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始のための手続や準備に要する期間を考慮し、その他の本公開買付前提条件が充足又は公開買付者により放棄されることを前提に、本公開買付けを2024年1月17日から開始したい旨の伝達を受けたとのことです。また、対象者は、2024年1月16日、ベインキャピタルから、ダルトングループとの間における本応募契約(ダルトングループ)の締結及びこれに伴う手続準備のため、本公開買付けを2024年1月23日から開始したい旨、本公開買付価格を1,410円、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格1,410円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,409円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,410円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額としたい旨及びダルトングループが本再出資として公開買付者親会社に対し持分の15%の出資を行う予定である旨の連絡を受けたとのことです。これに対し、対象者は、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及び価格の変更並びにそれらの経緯について慎重に協議及び検討を行った結果、本再出資を含む本応募契約(ダルトングループ)の締結及びかかる価格の変更を前提としても、ベインキャピタルの支援の下での対象者グループの企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではなく、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものであると見込まれることから、上記判断に関して特段変更の必要はないものと判断したこと、併せて、本公開買付けは、対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであるとの考えに変わりはないと判断したことから、2024年1月22日、ベインキャピタルに対し、いずれの点についても応諾する旨の回答をしたとのことです。上記の経緯を踏まえ、対象者は、特別委員会から提出された2024年1月22日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について検討を行った結果、2024年1月22日開催の対象者取締役会において、2024年1月22日現在においても、2023年8月17日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、審議及び決議に参加した対象者の取締役(監査等委員である者を含みます。)の全員一致(対象者の取締役7名の全員一致)で、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

#### 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しております。このように公開買付期間を法定で定められた期間より比較的長期に設定することに加え、2023年8月17日の当初本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表されて以降、本公開買付けの開始に至るまでに約5ヶ月という長期の期間が経過していることから、本公開買付け開始の前後を通じて、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式及び本新株予約権について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会が十分確保されていると考えております。

なお、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本公開買付契約」に記載のとおり、対象者は、本公開買付契約においては自ら又は第三者を通じて、公開買付者以外の者との間で、競合取引に関連する合意を行ってはならず、公開買付者以外の者に対し、かかる競合取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつかかる競合取引の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又はかかる取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならないものとする条項が定められているため、対象者として他の買収者による買収提案が行われるよう積極的に働きかけることはできないこととなりますが、対象者においては、上記のとおり、本件プロセスを実施し、既に積極的なマーケット・チェックを通じて幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたことに鑑みると、本公開買付契約の締結後に対象者から積極的に対抗提案について勧誘や交渉等を行うことが制限されることによって他の買収者による買収提案の機会の減殺に繋がる可能性は限定的であると考えているとのことです。また、本公開買付契約においても、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する買付価格により対象者株式及び本新株予約権の全てを取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な競合取引に関する提案(本新株予約権買付価格の多寡は問わないが、法的拘束力があること、取得に関する資金調達が確実であると合理的に見込まれること、中国における公開買付け規制を回避するための方法又はその他の代替手段が具体的に記載されていること、必要となる競争法令等及び投資規制法令等上の届出その他政府機関等に関する手続について合理的な根拠に基づき記載されていることを要するとされています。)を受領した場合においては、情報提供、協議又は交渉を行うことは妨げられておりません。

加えて、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、対象者は、公開買付期間の末日までの間、賛同意見表明を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとされておりますが、公開買付期間の満了日の前営業日の午後4時までに、対象者の勧誘又は提案によらず、公開買付者以外の第三者(本件プロセスにおいて最終意向表明を行った者を除きます。)から、対抗買付け(本公開買付契約)(下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本公開買付契約」において定義します。以下「対抗買付け(本公開買付契約)」の記載において同じです。)が開始された場合、対象者は、本公開買付契約に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更等について協議を申し入れることができ、かかる協議の申入れの日から起算して7営業日を経過する日又は公開買付期間の満了日の5営業日前の日のうちいずれか遅い方の日(以下「再提案期限日」といいます。なお、対象者による上記協議の申入れが公開買付期間の末日から遡って7営業日以内の期間中に行われた場合、公開買付者は、公開買付期間を、再提案期限日から少なくとも5営業日が確保される日まで延長するものとされています。ただし、公開買付期間満了日が2024年3月21日よりも後の日付に延長する必要はないとされています。)までに、公開買付者が本公開買付価格を対抗買付け(本公開買付契約)に係る買付価格以上の金額に変更し、かつ、本新株予約権買付価格を当該変更後の本公開買付価格を踏まえた合理的な金額に変更する旨の再提案を行わず、かつ、本特別委員会の意見その他合理的な根拠に基づいて、対象者が賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務に違反する具体的な懸念があると合理的に認められる場合、対象者は、賛同意見表明の変更又は撤回を行うことができるものとされております。また、本公開買付契約上、対象者がかかる賛同意見表明の変更又は撤回を行ったことにより、損害賠償義務、違約金の支払義務その他名目の如何を問わず何らかの義務、負担又は条件を課される旨の定めは規定されておりません。対象者においては、上記のとおり、本件プロセスを実施し、既に積極的なマーケット・チェックを通じて幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたこと、本件プロセスを通じて対象者及び公開買付者が相当のリソースを割いて本取引の検討を継続してきたことに鑑みれば、本公開買付契約の上記合意内容は、株主にとってより望ましい内容の対抗提案が行われる機会を阻害するものではないと考えているとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を15,170,600株(所有割合:66.58%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である15,170,600株(所有割合:66.58%)は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(22,806,240株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(50,287株)及び増田氏等及びダルトングループが所有する対象者株式7,386,526株(所有割合:32.42%)を控除した株式数(15,369,427株)を2で除した株式数(7,684,714株(小数点以下切上げ)、所有割合:33.73%)。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数)に、増田氏等及びダルトングループが所有する株式数7,386,526株を加算した株式数(15,071,240株、所有割合:66.14%)を上回っております。

これにより、対象者の一般株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

##### 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者取締役会は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求に関連する一般株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

## 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2024年5月上旬を予定しています。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式等売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本スクイーズアウト手続が2024年6月30日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、2024年3月期に係る2024年6月下旬開催予定の対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することのできる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の2024年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

#### 本新株予約権の取得及び消却

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者に対して本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とすることです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### 本公開買付契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年8月17日付で対象者と本公開買付契約を締結しております。本公開買付契約においては、対象者は、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないことを条件として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行い、本公開買付けにできるだけ多くの株主及び本新株予約権者の応募が得られるよう必要な協力を誠実に行うものとされており、なお、対象者は、公開買付期間の末日までの間、本公開買付契約に別途明示的に規定される場合を除き、賛同意見表明を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとされており、

また、本公開買付契約においては、対象者は、公開買付者以外の者との間で、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を不可能又は著しく困難にすると合理的に認められる取引(以下「競合取引」といいます。)に関連する合意を行ってはならず、公開買付者以外の者に対し、かかる競合取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつかかる競合取引の提案、申込み若しくは申込みの勧誘又はかかる取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならないものとされており、ただし、対象者が、本公開買付価格を5%以上上回る金額に相当する買付価格により対象者株式及び本新株予約権の全てを取得する旨の具体的かつ実現可能性のある真摯な競合取引に関する提案(本新株予約権買付価格の多寡は問わないが、法的拘束力があること、取得に関する資金調達が確実であると合理的に見込まれること、中国における公開買付け規制を回避するための方法又はその他の代替手段が具体的に記載されていること、必要となる競争法令等及び投資規制法令等上の届出その他政府機関等に関する手続について合理的な根拠に基づき記載されていることを要するとされています。)を受領した場合においては、情報提供、協議又は交渉を行うことは妨げられません。

なお、本公開買付契約締結後、公開買付期間の満了日の前営業日の午後4時までには、対象者の勧誘又は提案によらず、公開買付者以外の第三者(本件プロセスにおいて最終意向表明を行った者を除きます。)から、本公開買付価格を5%(注1)以上上回る金額に相当する買付価格により対象者株式及び本新株予約権の全てを取得する旨の公開買付け(ただし、本新株予約権買付価格の多寡は問いません。以下「対抗買付け(本公開買付契約)」といいます。)が開始された場合、対象者は、本公開買付契約に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更等について協議を申し入れることができ、再提案期限日(かかる協議の申入れの日から起算して7営業日を経過する日又は公開買付期間の満了日の5営業日前の日のうちいずれか遅い方の日)までに(なお、対象者による上記協議の申入れが公開買付期間の末日から遡って7営業日以内の期間中に行われた場合、公開買付者は、公開買付期間を、再提案期限日から少なくとも5営業日が確保される日まで延長するものとされています。ただし、公開買付期間満了日が2024年3月21日よりも後の日付に延長する必要はないとされています。)、公開買付者が本公開買付価格を対抗買付け(本公開買付契約)に係る買付価格以上の金額に変更し、かつ、本新株予約権買付価格を当該変更後の本公開買付価格を踏まえた合理的な金額に変更する旨の再提案を行わず、かつ、本特別委員会の意見その他合理的な根拠に基づいて、対象者が賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務に違反する具体的な懸念があると合理的に認められる場合、対象者は、賛同意見表明の変更又は撤回を行うことができるものとされており、なお、本公開買付契約上、対象者がかかる賛同意見表明の変更又は撤回を行ったことにより、損害賠償義務、違約金の支払義務その他名目の如何を問わず何らかの義務、負担又は条件を課される旨の定めは規定されておりません。

(注1) 当該数値は、公開買付者及び対象者との間の交渉により決められたものです。

本公開買付契約において、( )公開買付者は、対象者が下記( )に定める義務を履行することを条件として、本公開買付契約の締結後実務上合理的な範囲で速やかに日本及びセルビア共和国の競争法上のクリアランスの取得を完了するよう、最大限努力するものとされており、( )対象者は、公開買付者が日本及びセルビア共和国の競争法上のクリアランスの取得を完了できるよう、公開買付者が合理的に求める情報を速やかに提供するものとし、かつ、対象者のグループ会社をして公開買付者が合理的に求める事項につき適時かつ誠実に協力(適用ある競争法その他の法令等に基づく届出及び手続に要する情報の提供を含みます。)させるよう合理的な範囲で努力するものとされており、

その他、本公開買付契約においては、本取引(具体的には、本公開買付け及びその後のスクイズアウト手続)の実施に係る事項、公開買付者及び対象者による表明保証事項(注2)、並びに上記のほか本取引完了までの対象者の一定の義務(注3)が定められており、また、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、公開買付者が本公開買付けを実施することが定められております。また、本公開買付契約においては、( )相手方当事者(対象者にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては対象者を指します。以下「相手方当事者」の記載において同じです。))につき、本公開買付契約に定める表明及び保証の重大な違反があった場合、( )相手方当事者につき、本公開買付契約上の義務の重大な不履行があった場合、相手方当事者につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合、( )公開買付者が、2024年1月31日までに本公開買付けを開始しない場合(ただし、解除をしようとする当事者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。))ことも解除事由として規定されております。

(注2) 本公開買付契約において、公開買付者は、設立及び存続の有効性、本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、本公開買付けの開始時点で日本及びセルビア共和国の競争法上のクリアランスの取得、反社会的勢力との取引・関与の不存在、本取引を行うための資金の十分性について表明及び保証を行っております。また、本公開買付契約において、対象者は、設立及び存続の有効性、本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との取引・関与の不存在、収賄等の不存在、未公表の重要事実等の不存在、開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。

(注3) 本公開買付契約において、対象者は、大要、本公開買付前提条件の充足に向けた協力義務、中国TOB対応措置に関する実施義務、対象者が杭華油墨に派遣している役員をして、杭華油墨の日常的な業務執行を担当する役職から異動させる義務、杭華油墨を当事者とする一定の関連当事者間取引を解除する努力義務、自ら又はその子会社若しくは関連会社(ただし、杭華油墨を除く。)をして、ロシア連邦若しくはイラン・イスラム共和国に所在する企業から注文を受けている取引、又はロシア連邦若しくはイラン・イスラム共和国に所在する企業を最終的な取引先とする取引を解約する義務、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して相手方からの承諾又は同意の取得が必要となる契約等について、当該契約等の相手方から当該必要となる承諾又は同意を取得する旨の努力義務、通常の業務の範囲内で業務遂行する義務、表明保証違反又は義務違反を認識した場合の通知義務、公開買付者による資金調達への協力義務、公開買付者に対する対象者グループの情報へのアクセスの付与義務、秘密保持義務を負担しております。

#### 本応募契約(コウシビ)

公開買付者は、2023年8月17日付で、コウシビとの間で、その所有する対象者株式1,051,820株(所有割合：4.62%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(コウシビ)以外に、コウシビとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からコウシビに対して供与される利益は存在しません。本応募契約(コウシビ)において、本公開買付けが開始された場合に、コウシビによる応募の前提条件は規定されておられません。その他、本応募契約(コウシビ)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) コウシビは、本応募契約(コウシビ)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) コウシビは、本応募契約(コウシビ)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。 )は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、コウシビは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(増田氏)

公開買付者は、2023年8月17日付で、増田氏との間で、その所有する対象者株式731,070株(所有割合：3.21%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(増田氏)以外に、増田氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から増田氏に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(増田氏)において、本公開買付けが開始された場合に、増田氏による応募の前提条件は規定されておられません。その他、本応募契約(増田氏)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 増田氏は、本応募契約(増田氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 増田氏は、本応募契約(増田氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。 )は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、増田氏は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(みずほ銀行)

公開買付者は、2023年8月17日付で、みずほ銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ銀行が所有する対象者株式300株(所有割合：0.00%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行を受託者とする退職給付信託に拠出している対象者株式987,900株(所有割合：4.34%)の全てについて本公開買付けへの応募を指図することに合意しております。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により対象者の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗買付け(みずほ銀行)」といいます。)が開始された場合であって、本公開買付けにおいてみずほ信託銀行をして売付けの申込みをさせること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約をみずほ信託銀行をして解除させないことが、本公開買付けに至る経緯、対象者とみずほ銀行及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、みずほ銀行の取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、みずほ銀行において本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、みずほ銀行は、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け(みずほ銀行)に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募及び指図義務を免れることができる(ただし、この場合であっても、対抗買付け(みずほ銀行)の買付期間中に、本公開買付価格が対抗買付け(みずほ銀行)に係る買付価格を上回ることとなった場合には、みずほ銀行は、上記の応募及び指図義務を負担する。)

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(みずほ銀行)以外に、みずほ銀行との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ銀行に対して供与される利益はございません。本応募契約(みずほ銀行)において、みずほ銀行による応募の前提条件、又は、みずほ銀行によるみずほ信託銀行への応募の指図の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約(みずほ銀行)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者において本応募契約(みずほ銀行)に規定する義務への重大な違反がないこと、対象者が本公開買付けに反対する取締役会決議を行っておらず、また、反対する旨の意見が公表されていないこと、みずほ銀行による応募及び本公開買付けの実施について、これを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判決等が存在しないこと、みずほ銀行が認識している未公表の重要事実等が存在しないこと、みずほ銀行において対象者の法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報であって、未公表の重要事実等に該当するものを除きます。)を保有していないことを規定しております(ただし、本応募契約(みずほ銀行)において、みずほ銀行は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、上記の応募及び指図義務を履行することができることも規定されています。)。その他、本応募契約(みずほ銀行)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) みずほ銀行は、本応募契約(みずほ銀行)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) みずほ銀行は、本応募契約(みずほ銀行)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含みます。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、みずほ銀行は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(明治安田生命)

公開買付者は、2023年8月17日付で、明治安田生命との間で、その所有する対象者株式756,000株(所有割合：3.32%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(明治安田生命)以外に、明治安田生命との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から明治安田生命に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(明治安田生命)において、本公開買付けが開始された場合に、明治安田生命による応募の前提条件は規定されておられません。その他、本応募契約(明治安田生命)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 明治安田生命は、本応募契約(明治安田生命)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

#### 本応募契約(上田氏)

公開買付者は、2023年8月17日付で、上田氏との間で、その所有する対象者株式750,370株(所有割合：3.29%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(上田氏)以外に、上田氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から上田氏に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(上田氏)において、本公開買付けが開始された場合に、上田氏による応募の前提条件は規定されておられません。その他、本応募契約(上田氏)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 上田氏は、本応募契約(上田氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 上田氏は、本応募契約(上田氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、上田氏は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(安土氏)

公開買付者は、2023年8月17日付で、安土氏との間で、その所有する対象者株式741,680株(所有割合：3.25%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(安土氏)以外に、安土氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から安土氏に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(安土氏)において、本公開買付けが開始された場合に、安土氏による応募の前提条件は規定されておられません。その他、本応募契約(安土氏)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 安土氏は、本応募契約(安土氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

- ( ) 安土氏は、本応募契約(安土氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、安土氏は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(洋美氏)

公開買付者は、2023年8月17日付で、洋美氏との間で、その所有する対象者株式647,100株(所有割合:2.84%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(洋美氏)以外に、洋美氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から洋美氏に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(洋美氏)において、本公開買付けが開始された場合に、洋美氏による応募の前提条件は規定されておりません。その他、本応募契約(洋美氏)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 洋美氏は、本応募契約(洋美氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 洋美氏は、本応募契約(洋美氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、洋美氏は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(飛鳥氏)

公開買付者は、2023年8月17日付で、飛鳥氏との間で、その所有する対象者株式581,780株(所有割合:2.55%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(飛鳥氏)以外に、飛鳥氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から飛鳥氏に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(飛鳥氏)において、本公開買付けが開始された場合に、飛鳥氏による応募の前提条件は規定されておりません。その他、本応募契約(飛鳥氏)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 飛鳥氏は、本応募契約(飛鳥氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 飛鳥氏は、本応募契約(飛鳥氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、飛鳥氏は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(みずほ信託銀行)

公開買付者は、2023年9月21日付で、みずほ信託銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ信託銀行が所有する対象者株式237,000株(所有割合：1.04%)の全てについて本公開買付けへ応募することに合意しております。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により対象者の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗買付け(みずほ信託銀行)」といいます。)が開始された場合であって、本公開買付けにおいて売付けの申込みをすること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約を解除しないことが、本公開買付けに至る経緯、対象者とみずほ信託銀行及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、みずほ信託銀行の取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、みずほ信託銀行において本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、みずほ信託銀行は、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け(みずほ信託銀行)に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募義務を免れることができる(ただし、この場合であっても、対抗買付け(みずほ信託銀行)の買付期間中に、本公開買付価格が対抗買付け(みずほ信託銀行)に係る買付価格を上回ることとなった場合には、みずほ信託銀行は、上記の応募義務を負担する。)

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(みずほ信託銀行)以外に、みずほ信託銀行との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ信託銀行に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(みずほ信託銀行)において、みずほ信託銀行による応募の前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約(みずほ信託銀行)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者において本応募契約(みずほ信託銀行)に規定する義務への重大な違反がないこと、対象者が本公開買付けに反対する取締役会決議を行っておらず、また、反対する旨の意見が公表されていないこと、みずほ信託銀行による応募及び本公開買付けの実施について、これを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判決等が存在しないこと、みずほ信託銀行が認識している未公表の重要事実等が存在しないこと、みずほ信託銀行において対象者の法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報であって、未公表の重要事実等に該当するものを除きます。)を保有していないことを規定しているとのことです(ただし、本応募契約(みずほ信託銀行)において、みずほ信託銀行は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、上記の応募義務を履行することができることも規定されています。)。その他、本応募契約(みずほ信託銀行)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) みずほ信託銀行は、本応募契約(みずほ信託銀行)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) みずほ信託銀行は、本応募契約(みずほ信託銀行)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含みます。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、みずほ信託銀行は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

本応募契約(森川氏)、本応募契約(吉村氏)、本応募契約(栗本氏)、本応募契約(北條氏)、本応募契約(小林氏)、本応募契約(中村公彦氏)、本応募契約(中間氏)、本応募契約(中村清子氏)及び本応募契約(高見沢氏)

公開買付者は、2023年9月21日付で、森川氏、吉村氏、栗本氏、北條氏、小林氏、中村公彦氏、中間氏、中村清子氏及び高見沢氏(以下、森川氏、吉村氏、栗本氏、北條氏、小林氏、中村公彦氏、中間氏、中村清子氏及び高見沢氏を個別に又は総称して「森川氏等」といい、本応募契約(森川氏)、本応募契約(吉村氏)、本応募契約(栗本氏)、本応募契約(北條氏)、本応募契約(小林氏)、本応募契約(中村公彦氏)、本応募契約(中間氏)、本応募契約(中村清子氏)及び本応募契約(高見沢氏)を個別に又は総称して「本応募契約(森川氏等)」といいます。)との間で、それぞれ、森川氏が所有する対象者株式90,000株(所有割合:0.39%)、吉村氏が所有する対象者株式54,400株(所有割合:0.24%)、栗本氏が所有する対象者株式45,134株(所有割合:0.20%)、北條氏が所有する対象者株式41,600株(所有割合:0.18%)、小林氏が所有する対象者株式30,800株(所有割合:0.14%)、中村公彦氏が所有する対象者株式13,600株(所有割合:0.06%)、中間氏が所有する対象者株式8,910株(所有割合:0.04%)、中村清子氏が所有する対象者株式6,200株(所有割合:0.03%)及び高見沢氏が所有する対象者株式2,573株(所有割合:0.01%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、それぞれ、本応募契約(森川氏等)以外に、森川氏等との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から森川氏等に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(森川氏等)において、それぞれ、本公開買付けが開始された場合に、森川氏等による応募の前提条件は規定されておりません。その他、公開買付者は、本応募契約(森川氏等)において、それぞれ、以下の内容を合意しております。

- ( ) 森川氏等は、それぞれ、本応募契約(森川氏等)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 森川氏等は、それぞれ、本応募契約(森川氏等)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、森川氏等は、それぞれ、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

本応募契約(大日精化工業)、本応募契約(芙蓉総合リース)、本応募契約(二引)、本応募契約(島貿易)、本応募契約(交洋貿易)、本応募契約(芙蓉オートリース)、本応募契約(大同化成工業)及び本応募契約(新中村化学工業)

公開買付者は、2023年9月21日付で、大日精化工業、芙蓉総合リース、二引、島貿易、交洋貿易、芙蓉オートリース、大同化成工業及び新中村化学工業(以下、大日精化工業、芙蓉総合リース、二引、島貿易、交洋貿易、芙蓉オートリース、大同化成工業及び新中村化学工業を個別に又は総称して「大日精化工業等」といい、本応募契約(大日精化工業)、本応募契約(芙蓉総合リース)、本応募契約(二引)、本応募契約(島貿易)、本応募契約(交洋貿易)、本応募契約(芙蓉オートリース)、本応募契約(大同化成工業)及び本応募契約(新中村化学工業)を個別に又は総称して「本応募契約(大日精化工業等)」といいます。)との間で、それぞれ、大日精化工業が所有する対象者株式374,500株(所有割合：1.64%)、芙蓉総合リースが所有する対象者株式27,000株(所有割合：0.12%)、二引が所有する対象者株式27,000株(所有割合：0.12%)、島貿易が所有する対象者株式27,000株(所有割合：0.12%)。そのうち15,000株(所有割合：0.07%)については設定された担保権を解除の上で応募する。)、交洋貿易が所有する対象者株式27,000株(所有割合：0.12%)、芙蓉オートリースが所有する対象者株式27,000株(所有割合：0.12%)、大同化成工業が所有する対象者株式27,000株(所有割合：0.12%)。その全てについて設定された担保権を解除の上で応募する。))及び新中村化学工業が所有する対象者株式18,000株(所有割合：0.08%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、それぞれ、本応募契約(大日精化工業等)以外に、大日精化工業等との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から大日精化工業等に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(大日精化工業等)において、それぞれ、本公開買付けが開始された場合に、大日精化工業等による応募の前提条件は規定されておりません。その他、公開買付者は、本応募契約(大日精化工業等)において、それぞれ、以下の内容を合意しております。

- ( ) 大日精化工業等は、それぞれ、本応募契約(大日精化工業等)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 大日精化工業等は、それぞれ、本応募契約(大日精化工業等)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、大日精化工業等は、それぞれ、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(ヒューリック)

公開買付者は、2023年10月20日付で、ヒューリックとの間で、本公開買付けが開始された場合、ヒューリックが所有する対象者株式108,000株(所有割合：0.47%)の全てについて本公開買付けへ応募することに合意しております。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により対象者の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け(ただし、買付価格が本公開買付価格を上回るものに限り、以下「対抗買付け(ヒューリック)」といいます。)が開始された場合であって、本公開買付けにおいて売付けの申込みをすること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約を解除しないことが、本公開買付けに至る経緯、対象者とヒューリック及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、ヒューリックの取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、ヒューリックにおいて本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、ヒューリックは、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け(ヒューリック)に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募義務を免れることができるものとされており(ただし、この場合であっても、対抗買付け(ヒューリック)の買付期間中に、本公開買付価格が対抗買付け(ヒューリック)に係る買付価格を上回ることとなった場合には、ヒューリックは、上記の応募義務を負担する。)

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(ヒューリック)以外に、ヒューリックとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からヒューリックに対して供与される利益は存在しません。本応募契約(ヒューリック)において、本公開買付けが開始された場合に、ヒューリックによる応募の前提条件は規定されておりません。その他、公開買付者は、本応募契約(ヒューリック)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) ヒューリックは、本応募契約(ヒューリック)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) ヒューリックは、本応募契約(ヒューリック)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含みます。 )は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、ヒューリックは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(林氏)

公開買付者は、2023年10月20日付で、林氏との間で、林氏が所有する対象者株式44,000株(所有割合：0.19%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(林氏)以外に、林氏との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から林氏に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(林氏)において、本公開買付けが開始された場合に、林氏による応募の前提条件は規定されておりません。その他、公開買付者は、本応募契約(林氏)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) 林氏は、本応募契約(林氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

- ( ) 林氏は、本応募契約(林氏)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、林氏は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

#### 本応募契約(長瀬産業)及び本応募契約(吉比化成)

公開買付者は、2023年10月20日付で、長瀬産業及び吉比化成(以下、長瀬産業及び吉比化成を個別に又は総称して「長瀬産業等」といい、本応募契約(長瀬産業)及び本応募契約(吉比化成)を個別に又は総称して「本応募契約(長瀬産業等)」といいます。)との間で、それぞれ、長瀬産業が所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)及び吉比化成が所有する対象者株式27,000株(所有割合:0.12%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、それぞれ、本応募契約(長瀬産業等)以外に、長瀬産業等との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から長瀬産業等に対して供与される利益は存在しません。本応募契約(長瀬産業等)において、それぞれ、本公開買付けが開始された場合に、長瀬産業等による応募の前提条件は規定されておられません。その他、公開買付者は、本応募契約(長瀬産業等)において、それぞれ、以下の内容を合意しております。

- ( ) 長瀬産業等は、それぞれ、本応募契約(長瀬産業等)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) 長瀬産業等は、それぞれ、本応募契約(長瀬産業等)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含む。)は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、長瀬産業等は、それぞれ、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされています。

### 本応募契約(ダルトングループ)

公開買付者は、2024年1月22日付で、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式5,603,636株(所有割合:24.59%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しております。ただし、第三者により1,700円を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け(ダルトングループ)」といいます。))が開始され、対象者の取締役会が設置した特別委員会において対象者の取締役会が当該対抗公開買付け(ダルトングループ)に賛同すること又は中立意見を表明することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ対象者が実際に当該対抗公開買付け(ダルトングループ)に対して賛同意見又は中立意見を表明した場合において、本応募契約(ダルトングループ)に定める自らの義務に違反がない場合に限り、ダルトングループは、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとされており、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間の末日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が買付価格を対抗公開買付け(ダルトングループ)に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、ダルトングループは上記の応募義務を免れることができるものとされており、ただし、対抗公開買付け(ダルトングループ)の買付期間中に、本公開買付価格が対抗公開買付け(ダルトングループ)に係る買付価格を上回ることとなった場合には、ダルトングループは、所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募するものとされており、なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約(ダルトングループ)以外に、ダルトングループとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からダルトングループに対して供与される利益は存在しません。本応募契約(ダルトングループ)において、本公開買付けが開始された場合に、ダルトングループによる応募の前提条件は規定されておりません。その他、公開買付者は、本応募契約(ダルトングループ)において、以下の内容を合意しております。

- ( ) ダルトングループは、本応募契約(ダルトングループ)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- ( ) ダルトングループは、本応募契約(ダルトングループ)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程される時(株主提案による場合も含む。))は、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- ( ) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、ダルトングループは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、本公開買付け、本スクイーズアウト手続及び本再出資その他対象者株式の非公開化取引に対して悪影響(対象者における配当決議等により、公開買付者による当該非公開化取引に係る経済条件が悪化する場合を含むがこれに限られない。))が生じることがないように、公開買付者が合理的に要請する措置を執るものとされています。
- ( ) ダルトングループは、本公開買付け後、本スクイーズアウト手続の完了を条件として、本スクイーズアウト手続の完了後速やかに、本再出資を行うものとされており、なお、公開買付者は、本再出資完了後速やかに、公開買付者親会社をして、合同会社から株式会社に組織変更(以下「本組織再編」といいます。))をさせるものとされています。
- ( ) 本再出資及び本組織再編の完了を条件として、ダルトングループは、公開買付者親会社の取締役1名の指名権を有するものとされています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

|         |  |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 2024年1月23日(火曜日)から2024年3月6日(水曜日)まで(30営業日)   |
| 公告日     | 2024年1月23日(火曜日)  |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。<br>(電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

|                  |   |
|------------------|---|
| 株券               | 普通株式 1株につき 金1,410円  |
| 新株予約権証券          | 第3回新株予約権 1個につき 金281,800円<br>第4回新株予約権 1個につき 金281,800円<br>第5回新株予約権 1個につき 金281,800円<br>第6回新株予約権 1個につき 金281,800円<br>第7回新株予約権 1個につき 金281,800円<br>第8回新株予約権 1個につき 金281,800円<br>第9回新株予約権 1個につき 金282,000円  |
| 新株予約権付社債券        |   |
| 株券等信託受益証券<br>( ) |   |
| 株券等預託証券<br>( )   |   |
| 算定の基礎            | <p>(普通株式)</p> <p>公開買付者は、当初本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2023年3月中旬から2023年5月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、2023年8月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,053円)、同日までの直近1ヶ月間、同直近3ヶ月間及び同直近6ヶ月間の終値単純平均値(1,134円、1,172円及び1,152円)を参考にいたしました。</p> <p>さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、2023年8月16日に当初本公開買付価格を1,400円と決定いたしました。</p> <p>その後、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、ダルトングループとの協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年1月22日に本公開買付価格を1,410円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案して本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>当初本公開買付価格である1,400円は、本公開買付けの開始予定の公表日(2023年8月17日)の前営業日である2023年8月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,053円に対して32.95%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,134円に対して23.46%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,172円に対して19.45%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,152円に対して21.53%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>また、本公開買付価格である1,410円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2024年1月19日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,480円に対して4.73%ディスカウントした金額となり、本書提出日の前営業日である2024年1月22日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,476円に対して4.47%ディスカウントした金額となります。</p> <p>(本新株予約権)</p> <p>本新株予約権については、原則として、本新株予約権者が対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って権利行使することができることとされており、本新株予約権者が対象者の取締役の地位にある限り権利行使できないものの、2024年1月22日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(第3回乃至第8回新株予約権：1円、第9回新株予約権：0円)が本公開買付価格(1,410円)をいずれも下回っており、かついずれも行使期間中であることから、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格(1,410円)と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の行使価額1円との差額1,409円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,410円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数(200株)を乗じた金額(第3回乃至第8回新株予約権：281,800円、第9回新株予約権：282,000円)とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関からの算定書は取得していません。</p>   |
| 算定の経緯 | <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、ベインキャピタルは、2023年3月15日に、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券を通じて、本件プロセスへの参加の打診を受け、2023年3月中旬より対象者株式の取得について検討を開始いたしました。その後、ベインキャピタルは、本件プロセスにおいて、2023年3月中旬から2023年5月中旬まで、対象者グループに対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との対象者グループの詳細を理解するための面談を実施し、買収ストラクチャー及び対象者株式の非公開化後の経営方針等について更なる分析と検討を進めました。</p> <p>上記の分析及び検討の結果を踏まえ、ベインキャピタルは、2023年5月16日に、対象者に対して、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付けを通じて対象者株式を非公開化することについての最終提案書の草案を提出した後、2023年5月23日に当初本公開買付価格を1,400円、及び当初本新株予約権買付価格を、当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円との差額1,399円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,400円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とする旨を含む最終提案書を提出しました。なお、当初本公開買付価格として提案した1,400円は最終提案書の提出日(2023年5月23日)の直前営業日である2023年5月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,192円に対して17.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,170円に対して19.66%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,124円に対して24.56%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して21.63%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。そして、ベインキャピタルは、2023年5月26日に、野村證券を通じて、ベインキャピタルを最終候補先として選定した旨の通知を受けました。</p> <p>以上を踏まえ、公開買付者は、2023年8月16日に、当初本公開買付価格を1,400円、及び当初本新株予約権買付価格を、当初本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円との差額1,399円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,400円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることを決定いたしました。</p> <p>その後、ベインキャピタルは、2024年1月4日及び2024年1月5日の対象者株式の市場株価の終値が1,433円、1,455円と2023年8月17日付対象者プレスリリースにおいて公表された当初本公開買付価格を上回って推移していたことから、対象者の既存株主に当初本公開買付価格より高い金額で売却機会を提供する必要があると考え、ダルトングループとの間で交渉を重ねた結果、2024年1月22日に、ダルトングループとの間で、本公開買付価格を1,410円とすることについて合意しました。また、ベインキャピタルはかかる本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更の可能性については、2024年1月16日に対象者に対し、本公開買付価格を1,410円とし、本新株予約権買付価格も本公開買付価格の引き上げに合わせて変更したい旨を伝達し、2024年1月22日に、対象者より応諾する旨の回答を受領いたしました。そこで、公開買付者は、2024年1月22日に、本公開買付価格を1,410円、及び本新株予約権買付価格を、本公開買付価格1,410円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額(第3回乃至第8回新株予約権の交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額1円との差額1,409円、第9回新株予約権の行使価額0円との差額1,410円)に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることを決定いたしました。</p> |

## (3) 【買付予定の株券等の数】

| 株券等の種類 | 買付予定数         | 買付予定数の下限      | 買付予定数の上限 |
|--------|---------------|---------------|----------|
| 普通株式   | 22,786,353(株) | 15,170,600(株) | (株)      |
| 合計     | 22,786,353(株) | 15,170,600(株) | (株)      |

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である本基準株式数(22,786,353株)を記載しております。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分   | 議決権の数   |
|--|---------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)   | 227,863 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)  | 304     |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)   |         |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月23日現在)(個)(d)  |         |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)  |         |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)   |         |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月23日現在)(個)(g)  | 56,036  |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)  |         |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)   |         |
| 対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)   | 227,473 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)  | 100.00  |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合<br>$((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100)$ (%) | 100.00  |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(22,786,353株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権(152個)の目的となる対象者株式の数(30,400株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月23日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月23日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(22,786,353株)に係る議決権の数(227,863個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。))を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。))。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。))。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。))、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。))内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。))をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2023年12月15日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、2024年1月14日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2023年12月20日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2023年12月20日付で受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 許可等の日付 | 2023年12月20日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) |
| 許可等の番号 | 公経企第1075号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)        |

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募しようとする方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付けは行いません。

本公開買付けに係る株式の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権譲渡承認通知書」、新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項証明書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

## (注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

## 個人株主等の場合

次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

|                |                          |  |  |
|----------------|--------------------------|--|--|
|                |                          |  |  |
| 番号<br>確認<br>書類 | 個人番号カード<br>(両面)<br>顔写真付き | 通知カード  | 個人番号が記載された住民票の写し<br>又は<br>住民票記載事項証明書<br>(当該書類は本人確認書類の1つになります。)                                 |
| +              |                          | a. 以下のいずれかの書類1つ(顔写真付き確認書類)<br>・運転免許証<br>・運転経歴証明書<br>・旅券(パスポート)<br>・在留カード<br>・療育手帳<br>・身体障害者手帳等                 | a. 以下のいずれかの書類1つ(顔写真付き確認書類)<br>・運転免許証<br>・運転経歴証明書<br>・旅券(パスポート)<br>・在留カード<br>・療育手帳<br>・身体障害者手帳等 |
| 本人<br>確認<br>書類 |                          | 又は<br>b. 以下のいずれかの書類2つ(a.の提出が困難な場合)<br>・住民票の写し<br>・住民票の記載事項証明書<br>・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証<br>・印鑑登録証明書<br>・国民年金手帳等 | 又は<br>b. 以下のいずれかの書類1つ(a.の提出が困難な場合)<br>・国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証<br>・印鑑登録証明書<br>・国民年金手帳等            |

- ・個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

## 法人株主の場合

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの( 1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの( 2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し( 3)が必要となります。

- ( 1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
- ( 2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- ( 3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

|               |                |
|---------------|----------------|
| 買付代金(円)(a)    | 32,128,757,730 |
| 金銭以外の対価の種類    |                |
| 金銭以外の対価の総額    |                |
| 買付手数料(b)      | 125,000,000    |
| その他(c)        | 7,880,000      |
| 合計(a)+(b)+(c) | 32,261,637,730 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(22,786,353株)に、本公開買付価格(1,410円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類   | 金額(千円) |
|------|--------|
|      |        |
| 計(a) |        |

## 【届出日前の借入金】

## イ 【金融機関】

|   | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 |        |         |         |        |
| 2 |        |         |         |        |
| 計 |        |         |         |        |

## ロ 【金融機関以外】

|   | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
|   |        |         |         |        |
|   |        |         |         |        |
| 計 |        |         |         |        |

## 【届出日以後に借入を予定している資金】

## イ 【金融機関】

|      | 借入先の業種 | 借入先の名称等                            | 借入契約の内容   | 金額(千円)   |
|------|--------|------------------------------------|---|--|
| 1    |        |                                    |   |  |
| 2    | 銀行     | 株式会社みずほ銀行<br>(東京都千代田区大手町一丁目5番5号)   | 買付け等に要する資金に<br>充当するための借入れ<br>(注1)<br>(1) タームローンA<br>借入期間：7年(分<br>割返済)<br>金利：全銀協日本円<br>TIBORに基づく変動<br>金利<br>担保：対象者株式等<br><br>(2) タームローンB<br>借入期間：7年(期<br>限一括返済)<br>金利：全銀協日本円<br>TIBORに基づく変動<br>金利<br>担保：対象者株式等 | (1) タームローンA<br>2,850,000<br><br>(2) タームローンB<br>8,550,000 |
| 2    | 銀行     | 株式会社三菱UFJ銀行<br>(東京都千代田区丸の内二丁目7番1号) | 買付け等に要する資金に<br>充当するための借入れ<br>(注2)<br>(1) タームローンA<br>借入期間：7年(分<br>割返済)<br>金利：全銀協日本円<br>TIBORに基づく変動<br>金利<br>担保：対象者株式等<br><br>(2) タームローンB<br>借入期間：7年(期<br>限一括返済)<br>金利：全銀協日本円<br>TIBORに基づく変動<br>金利<br>担保：対象者株式等 | (1) タームローンA<br>1,900,000<br><br>(2) タームローンB<br>5,700,000 |
| 計(b) |        |                                    |   | 19,000,000   |

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、みずほ銀行から、11,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年1月22日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から、7,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年1月22日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

## □ 【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
|        |         |         |        |
|        |         |         |        |
| 計(c)   |         |         |        |

## 【その他資金調達方法】

| 内容                                | 金額(千円)     |
|-----------------------------------|------------|
| 公開買付者親会社による公開買付者が発行する新株式の引受けによる出資 | 13,500,000 |
| 計(d)                              | 13,500,000 |

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2024年1月19日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して13,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、BCPE Tanker Cayman, L.P.より、2024年1月19日付で、公開買付者親会社に対して13,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。BCPE Tanker Cayman, L.P.は、BCPE Tanker Intermediate Holdings Cayman, L.P.より、2024年1月19日付で、BCPE Tanker Cayman, L.P.に対して13,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。BCPE Tanker Intermediate Holdings Cayman, L.P.は、BCPE Tanker Holdings Cayman, L.P.より、2024年1月19日付で、BCPE Tanker Intermediate Holdings Cayman, L.P.に対して13,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。BCPE Tanker Holdings Cayman, L.P.は、Bain Capital Japan Middle Market Fund, L.P. (以下「BC JMMファンド」といいます。)より、2024年1月19日付で、BCPE Tanker Holdings Cayman, L.P.に対して13,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

(注2) 公開買付者は、公開買付者親会社から以下の説明を受けることにより、公開買付者親会社の出資の現実性を確認しております。  
BC JMMファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC JMMファンドに対する出資コミットメントは、主として政府系投資機関、財団、ファンド・オブ・ファンズ、公的年金基金及び国際的な金融機関の機関投資家であるBC JMMファンドのリミテッド・パートナー(以下「BC JMMファンドLP」といいます。)によって行われております。BC JMMファンドLPは、それぞれBC JMMファンドに対し一定額(以下「コミットメント金額」といいます。)の金銭出資を行うことを約束しております。BC JMMファンドの投資期間内に、BC JMMファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital JMM General Partner, LLC(以下「BC JMMファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC JMMファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC JMMファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部のBC JMMファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のBC JMMファンドLPはその出資義務を免れるものではなく、BC JMMファンドGPは、BC JMMファンドが上記BCPE Tanker Holdings Cayman, L.P.への出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、一定の範囲において、他のBC JMMファンドLPがそれぞれのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

32,500,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

### (2) 【決済の開始日】

2024年3月13日(水曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(15,170,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、( )対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、( )対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

| 年月      | 概要  |
|---------|---|
| 2023年6月 | 商号を株式会社BCJ-74、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階、資本金を25,000円とする株式会社として設立 |

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

###### (事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを事業の内容としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年1月23日現在

| 資本金の額   | 発行済株式の総数 |
|---------|----------|
| 25,000円 | 1株       |

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、公開買付者親会社から13,500,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されております。

##### 【大株主】

2024年1月23日現在

| 氏名又は名称     | 住所又は所在地                   | 所有株式の数<br>(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数<br>に対する所有株式<br>の数の割合(%) |
|------------|---------------------------|---------------|--|
| 合同会社BCJ-73 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階 | 1             | 100.00                                     |
| 計          |                           | 1             | 100.00                                     |

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年1月23日現在

| 役名                 | 職名  | 氏名    | 生年月日       | 職歴                  | 所有株式数<br>(株)                                  |  |
|--------------------|---|-------|------------|---------------------|---|--|
| 代表取締役              |   | 杉本 勇次 | 1969年7月11日 | 1992年4月<br>2000年12月 | 三菱商事株式会社入社<br>リップルウッド・ホールディングス入社              |  |
|                    |   |       |            | 2006年6月             | ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC パートナー(現任)      |  |
|                    |   |       |            | 2012年6月<br>2012年7月  | 株式会社すかいらく 取締役<br>ジュピターショップチャンネル株式会社 取締役       |  |
|                    |   |       |            | 2014年3月             | 株式会社ベルシステム24ホールディングス 取締役、指名委員、監査委員、報酬委員       |  |
|                    |   |       |            | 2014年7月             | 株式会社マクロミル 取締役、監査委員                            |  |
|                    |   |       |            | 2015年5月<br>2015年6月  | 株式会社雪国まいたけ 取締役<br>株式会社ニチイ学館 社外取締役             |  |
|                    |   |       |            | 2015年7月             | 日本風力開発株式会社 取締役(現任)                            |  |
|                    |   |       |            | 2016年2月             | 大江戸温泉物語株式会社 取締役                               |  |
|                    |   |       |            | 2018年3月             | 株式会社アサツーディ・ケイ 取締役・監査等委員                       |  |
|                    |   |       |            | 2018年8月<br>2018年9月  | 東芝メモリ株式会社 取締役<br>大江戸温泉物語ホテルズ&リゾーツ株式会社 取締役     |  |
|                    |   |       |            | 2019年1月             | 株式会社ADKホールディングス 取締役・監査等委員(現任)                 |  |
|                    |   |       |            | 2019年3月             | 東芝メモリホールディングス株式会社(現キオクシアホールディングス株式会社 取締役(現任)) |  |
|                    |   |       |            | 2019年8月             | 株式会社Works Human Intelligence 取締役(現任)          |  |
|                    |   |       |            | 2019年9月             | チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社) 取締役               |  |
|                    |   |       |            | 2020年4月             | 昭和飛行機工業株式会社 取締役                               |  |
|                    |   |       |            | 2020年8月             | 株式会社ニチイ学館 取締役(現任)                             |  |
|                    |   |       |            | 2020年10月            | 昭和飛行機都市開発株式会社 取締役                             |  |
|                    |   |       |            | 2021年3月             | 株式会社WHI Holdings 取締役(現任)・監査等委員                |  |
|                    |   |       |            | 2021年4月             | 株式会社ニチイホールディングス 取締役(現任)                       |  |
|                    |   |       |            | 2022年11月            | 株式会社マッシュホールディングス 取締役(現任)                      |  |
|                    |   |       |            | 2023年1月             | 株式会社プロテリアル 取締役(現任)                            |  |
|                    |   |       |            | 2023年3月             | 株式会社ストリートホールディングス 代表取締役                       |  |
|                    |   |       |            | 2023年5月             | 株式会社エビデント 取締役(現任)                             |  |
| 2023年6月<br>2023年7月 | 公開買付者 代表取締役(現任)<br>株式会社WHI Holdings 監査等委員(現任) |       |            |                     |   |  |
| 計                  |   |       |            |                     |   |  |

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2023年6月13日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年1月23日現在)

|               | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に<br>該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に<br>該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券            | 12,452(個) | (個)                      | 43,584(個)                |
| 新株予約権証券       |           |                          |                          |
| 新株予約権付社債券     |           |                          |                          |
| 株券等信託受益証券( )  |           |                          |                          |
| 株券等預託証券( )    |           |                          |                          |
| 合計            | 12,452    |                          | 43,584                   |
| 所有株券等の合計数     | 12,452    |                          | 43,584                   |
| (所有潜在株券等の合計数) | ( )       |                          |                          |

## (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2024年1月23日現在)

|               | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に<br>該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に<br>該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券            | 12,452(個) | (個)                      | 43,584(個)                |
| 新株予約権証券       |           |                          |                          |
| 新株予約権付社債券     |           |                          |                          |
| 株券等信託受益証券( )  |           |                          |                          |
| 株券等預託証券( )    |           |                          |                          |
| 合計            | 12,452    |                          | 43,584                   |
| 所有株券等の合計数     | 12,452    |                          | 43,584                   |
| (所有潜在株券等の合計数) | ( )       |                          |                          |

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2024年1月23日現在)

|           |   |
|-----------|---|
| 氏名又は名称    | ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(Nippon Active Value Fund PLC)                                |
| 住所又は所在地   | イギリス連合王国ロンドン市ロンドンウォール125番地6階<br>(6th Floor, 125 London Wall, London, England)     |
| 職業又は事業の内容 | 金融商品投資業   |
| 連絡先       | 連絡者 日比谷中田法律事務所 弁護士 春山 莉沙<br>連絡場所 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル22階<br>電話番号 03-5532-0006 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者   |

(注) NAVFは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2024年1月23日現在)

|           |   |
|-----------|---|
| 氏名又は名称    | エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー(NAVF Select LLC)   |
| 住所又は所在地   | アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル・カウンティ、ウィルミントン、リトルフォールドライブ251(251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware USA) |
| 職業又は事業の内容 | 金融商品投資業   |
| 連絡先       | 連絡者 日比谷中田法律事務所 弁護士 春山 莉沙<br>連絡場所 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル22階<br>電話番号 03-5532-0006                                       |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者   |

(注) NAVF LLCは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2024年1月23日現在)

|           |  |
|-----------|--|
| 氏名又は名称    | ダルトン・インベストメンツ・インク(Dalton Investments, Inc.)  |
| 住所又は所在地   | 米国ネバダ州89119、ラスベガス市、メリーランドパークウェイ4220 S スイート205A<br>(4220 S. Maryland Pkwy, Suite 205A Las Vegas, NV 89119, USA) |
| 職業又は事業の内容 | 投資顧問業  |
| 連絡先       | 連絡者 日比谷中田法律事務所 弁護士 春山 莉沙<br>連絡場所 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル22階<br>電話番号 03-5532-0006                              |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者  |

(注) ダルトンInc.は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(Nippon Active Value Fund PLC)

(2024年1月23日現在)

|               | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に<br>該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に<br>該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券            | 9,061(個)  | (個)                      | (個)                      |
| 新株予約権証券       |           |                          |                          |
| 新株予約権付社債券     |           |                          |                          |
| 株券等信託受益証券( )  |           |                          |                          |
| 株券等預託証券( )    |           |                          |                          |
| 合計            | 9,061     |                          |                          |
| 所有株券等の合計数     | 9,061     |                          |                          |
| (所有潜在株券等の合計数) | ( )       |                          |                          |

エヌイービーエフ・セレクト・エルエルシー(NAVF Select LLC)

(2024年1月23日現在)

|               | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に<br>該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に<br>該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券            | 3,391(個)  | (個)                      | (個)                      |
| 新株予約権証券       |           |                          |                          |
| 新株予約権付社債券     |           |                          |                          |
| 株券等信託受益証券( )  |           |                          |                          |
| 株券等預託証券( )    |           |                          |                          |
| 合計            | 3,391     |                          |                          |
| 所有株券等の合計数     | 3,391     |                          |                          |
| (所有潜在株券等の合計数) | ( )       |                          |                          |

## ダルトン・インベストメンツ・インク(Dalton Investments, Inc.)

(2024年1月23日現在)

|               | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券            | (個)       | (個)                  | 43,584(個)            |
| 新株予約権証券       |           |                      |                      |
| 新株予約権付社債券     |           |                      |                      |
| 株券等信託受益証券( )  |           |                      |                      |
| 株券等預託証券( )    |           |                      |                      |
| 合計            |           |                      | 43,584               |
| 所有株券等の合計数     |           |                      | 43,584               |
| (所有潜在株券等の合計数) | ( )       |                      |                      |

## 2 【株券等の取引状況】

## (1) 【届出日前60日間の取引状況】

| 氏名又は名称   | 株券等の種類 | 増加数        | 減少数 | 差引         |
|----------|--------|------------|-----|------------|
| NAVF     | 普通株式   | 8,200株     |     | 8,200株     |
| NAVF LLC | 普通株式   | 5,200株     |     | 5,200株     |
| ダルトンInc. | 普通株式   | 4,358,436株 |     | 4,358,436株 |

(注1) NAVFは、2023年11月24日から同年12月19日の間の市場内取引により8,200株(所有割合:0.04%)取得しております。

(注2) NAVF LLCは、2023年11月24日から同年12月19日の間の市場内取引により5,200株(所有割合:0.02%)取得しております。

(注3) ダルトンInc.は、2023年12月31日に市場外取引により4,358,436株(所有割合:19.13%)取得しております。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2024年1月22日付で、ダルトングループとの間で本応募契約(ダルトングループ)を締結し、NAVFが所有する対象者株式906,100株(所有割合:3.98%)、NAVF LLCが所有する対象者株式339,100株(所有割合:1.49%)、及びダルトンInc.が所有する対象者株式4,358,436株(所有割合:19.13%)の全てについて本公開買付けに応募すること、並びに本スクイーズアウト手続の完了後に、ダルトングループが公開買付者親会社に対して、本再出資することを合意しております。本応募契約(ダルトングループ)の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同及び応募推奨表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年8月17日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者は、2024年1月22日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

本公開買付契約

公開買付者は、2023年8月17日付で、対象者との間で、本公開買付契約を締結しております。本公開買付契約の詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本公開買付契約」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2023年9月21日付で、対象者の代表取締役社長である高見沢氏(所有株式数:2,573株、所有割合:0.01%)及び対象者の常務取締役である中間氏(所有株式数:8,910株、所有割合:0.04%)との間で、本応募契約(高見沢氏)及び本応募契約(中間氏)を締結しております。本応募契約(高見沢氏)及び本応募契約(中間氏)の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(森川氏)、本応募契約(吉村氏)、本応募契約(栗本氏)、本応募契約(北條氏)、本応募契約(小林氏)、本応募契約(中村公彦氏)、本応募契約(中間氏)、本応募契約(中村清子氏)及び本応募契約(高見沢氏)」をご参照ください。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

| 決算年月         |  |  |  |
|--------------|--|--|--|
| 売上高          |  |  |  |
| 売上原価         |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費   |  |  |  |
| 営業外収益        |  |  |  |
| 営業外費用        |  |  |  |
| 当期純利益(当期純損失) |  |  |  |

#### (2) 【1株当たりの状況】

| 決算年月       |  |  |  |
|------------|--|--|--|
| 1株当たり当期純損益 |  |  |  |
| 1株当たり配当額   |  |  |  |
| 1株当たり純資産額  |  |  |  |

### 2 【株価の状況】

(単位：円)

| 金融商品取引所名<br>又は認可金融商品<br>取引業協会名 | 東京証券取引所 プライム市場 |             |             |              |              |              |             |
|--------------------------------|----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
|                                | 2023年<br>7月    | 2023年<br>8月 | 2023年<br>9月 | 2023年<br>10月 | 2023年<br>11月 | 2023年<br>12月 | 2024年<br>1月 |
| 最高株価                           | 1,222          | 1,414       | 1,470       | 1,450        | 1,476        | 1,451        | 1,494       |
| 最低株価                           | 1,143          | 1,037       | 1,392       | 1,401        | 1,406        | 1,419        | 1,430       |

(注) 2024年1月については、同年1月22日までのものです。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

| 区分          | 株式の状況(1単元の株式数 株) |      |          |        |       |    |       | 単元未満株式の状況(株) |   |
|-------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|--------------|---|
|             | 政府及び地方公共団体       | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 |    | 個人その他 |              | 計 |
|             |                  |      |          |        | 個人以外  | 個人 |       |              |   |
| 株主数(人)      |                  |      |          |        |       |    |       |              |   |
| 所有株式数(単位)   |                  |      |          |        |       |    |       |              |   |
| 所有株式数の割合(%) |                  |      |          |        |       |    |       |              |   |

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------|---------|----------|-----------------------------------|
|        |         |          |                                   |
|        |         |          |                                   |
|        |         |          |                                   |
|        |         |          |                                   |
| 計      |         |          |                                   |

## 【役員】

年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----|----|----|----------|-----------------------------------|
|    |    |    |          |                                   |
|    |    |    |          |                                   |
|    |    |    |          |                                   |
|    |    |    |          |                                   |
| 計  |    |    |          |                                   |

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)2022年6月24日 関東財務局長に提出

事業年度 第81期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月23日 関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第82期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第82期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月14日 関東財務局長に提出予定

###### 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2024年1月12日に関東財務局長に提出

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社T & K TOKA

(埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1)(左記は登記上の本店所在地であり、実際の業務を行っている場所は東京都板橋区本町34番8号です。)

株式会社T & K TOKA 名古屋支店

(愛知県小牧市小木東2丁目22番地)

株式会社T & K TOKA 大阪支店

(大阪府東大阪市高井田中1丁目4番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6 【その他】

該当事項はありません。